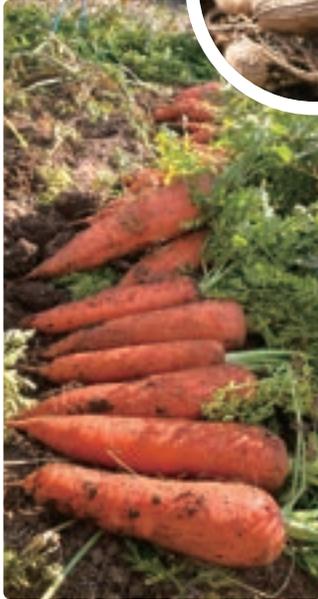


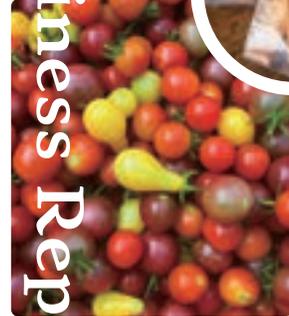


Diversified farming systems
in the hilly and mountainous area

中山間地 複合経営 分析レポート



Agricultural Business Report 2025



序章

本書のねらい

本書は、令和6年度農山漁村振興交付金「中山間地複合経営実践支援事業」によって全国の中山間地域の複合経営の実践を紹介した「中山間地域農業の複合経営魅力物語」の手引書です。「魅力物語」は、全国各地の複合経営の多彩かつ魅力的な取り組みを幅広く知ることができます。本書の役割は、これらの事例に加えて、地域の農業・農村経済を研究している執筆陣が調査した複合経営の事例をもとに、中山間地域の複合経営の就農に至るプロセスから公的機関・JA・民間組織による経営支援の特徴までを、全国の実態に基づいて幅広く紹介することにあります。これから中山間地域で複合経営を始めようと計画中的の方々、複合経営をはじめたばかりの方々、複合経営の経営支援を担っている公的機関・JA・民間組織の方々を主な読者に想定しています。「魅力物語」に加えて、本書の姉妹版である、令和4～5年度の同事業によってすでに公表している「中山間地複合経営アグリビジネスレポート」「中山間地複合経営分析レポート2024」とあわせてお読みいただくと、より一層理解が深まるでしょう。

本書の構成は図序のとおりです。まず第1章では、農林水産省が公表する新規就農者の調査結果をもとに、就農に至るプロセスのモデル図を提示したうえで、複合経営に対するヒアリング調査結果をもとに、就農プロセスの特徴や課題をフェーズ別に紹介します。第2章では、①農地の確保、②機械・設備の確保、③技術の習得、④作物の選定理由の各観点から、農業生産のための環境整備の状況を把握します。そして、これらの状況をふまえ、広島県内の企業的複合経営に対するヒアリング調査結果をもとに、農業生産のための環境整備に向けた課題を抽出します。第3章では、複合経営に対するヒアリング調査結果をもとに、複合化と多角化のタイプを区分します。そして、①水平、②垂直、③半農半Xのタイプ別に、複合経営の特徴や強みについて検討します。第4章では、就農前から就農後の農業経営に対する公的機関・JA・民間組織による経営支援の実態を、①公的機関・JAによる支援、②民間組織による支援、③公的機関・民間組織の共同組織による支援の別に説明します。

本書のねらいは、「中山間地複合経営分析レポート2024」からさらに一歩進めて、中山間地域における複合経営の展開条件についてわかりやすく、かつ幅広く解説することです。しかし、一人一人の新規就農者も、個々の複合経営のタイプも、複合経営を取り巻く

図序 各章の役割

対象	就農前	就農後	
		1次産業	2・3次産業 (農外事業を含む)
複合経営	第1章 就農に至るまで		
	第2章 農業生産のための環境整備		
		第3章 複合経営の実態	
経営支援	第4章 公的機関・JA・民間組織による経営支援		

地域社会もそれぞれ多様であり、「多様性×多様性×多様性」のきわめて複雑かつ奥深い世界が広がっています。そして、中山間地域の複合経営の世界は、農業経営の発展や地域資源の保全にとどまらず、定住人口の確保、農福連携、食農教育、コミュニティビジネス、豊かなライフスタイルの提供など、多様な広がりとなつた可能性を持っています。そして、これらを下支えするのは、地域の多様な人々による豊かなネットワークです。

以上の4つの章が、これから中山間地域で複合経営に携わろうと計画している皆さんや、すでに携わっている皆さん、経営支援に奔走している皆さんの背中を後押しする一助となることを切に願っています。

(九州大学・井上憲一)

<https://www.notosoken.jp/rural/>

検索される場合は、「農都共生総合研究所」と入力し、最上部に表示される弊所ホームページを開いていただき、トップページ内の上部にある「中山間地域」より、ダウンロードが可能です。



目次

序 章 本書のねらい	P.1
【第1章】 就農に至るまで	P.3
【第2章】 農業生産のための環境整備	P.11
【第3章】 複合経営の実態	P.17
【第4章】 就農及び農業経営等への支援	P.25
中山間地域の複合経営に関する事例調査 マトリクス	P.31
終 章 おわりに	P.35



第1章 就農に至るまで

はじめに

本章の課題は、中山間地域で複合経営を営む人たちは、どのような動機・きっかけで農業を志し、就農に至るまでどのようなプロセスを歩んだのか、この問いかけに答えることであり、2023年と2024年に発刊された同分析レポートにおいても検討がなされてきました。

2025年のレポートでは、これまでに蓄積されたデータに加えて、新たにヒアリング調査を行い、中山間地域での就農および複合経営に至るモデル図の作成を行いました。モデル図であるため、全ての事例に該当するものではありませんが、実践者が中山間地域での就農を検討する際には、一つのガイドラインに成り得るものであると捉えています。

本章では、まず農林水産省が公表する新規就農者の調査結果を示し(第1節)、モデル図の提示を行います(第2節)。そして、モデル図をもとに、実践者に対するヒアリング調査結果からのコメントを抜粋する形で、事例紹介を行います(第3節)。

第1節 新規就農の概況

就農に至るまでのモデルの検討に先立って、新規に就農する人の動向を俯瞰的に見ることにしましょう。農林水産省「令和5年(2023年)新規就農者調査」によれば、この年度の新規就農者数は43,460人であり、新規就農者の人数は2015年65,030人から2023年43,460人まで、この間におよそ3分の2に減りました(図1)。

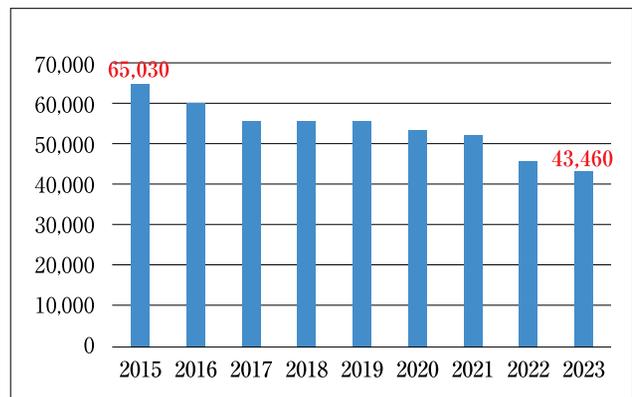
この調査では、新規就農者を、①新規自営農業就農者30,330人(69.8%)、②新規雇用就農者9,300人(21.4%)、③新規参入者3,830人(8.8%)の3つに分けています(数字は2023年)。①新規自営農業就農者は親や祖父母、親族が経営している農業経営のあとを継いで就農するタイプ、②新規雇用就農者は農業法人等の従業員として雇われて就農するタイプ、③新規参入者は土地や資金を独自に調達して起業就農するタイプです。

年齢別にみると、2023年の新規就農者計43,460人のうち、49歳以下が15,890人(36.6%)、50歳以上が27,570人(63.4%)でした。両者の比率は2015年には35%:65%でしたから、この間に大きな変化はありません。

50歳以上の新規就農者のうち、①新規自営農業就農者は2015年の38,490人から2023年23,910人へと38%減少しました。この年代の新規自営農業就農者は、主に農業以外の仕事に従事していた人が、定年前後に退職して自分の家の農業を継ぐ「定年前後農業Uターン者」が多いと考えられます。定年前後農業Uターン者により、家の農業が継承されるモデルです。このタイプには地域の集落営農組織を担ってきた人が含まれています。

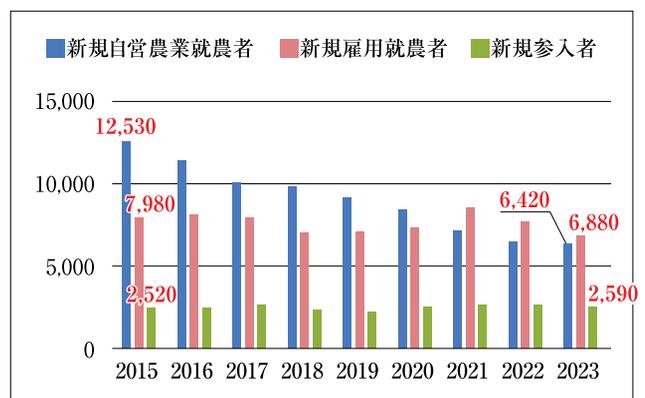
ところが、近年では「定年前後農業Uターンモデル」がうまく機能しなくなっています。その理由は、年金支給開始年齢の引き上げ(60歳から65歳へ)とそれに関連する定年延長や再雇用の普及(法令による義務化)により、50歳以上の新規就農者の供給源である「定年前後農業Uターン者」が減少していることです。50歳代半ばで農業Uターンすれば、約20年間は農業従事が可能ですが、65歳で農業Uターンすると農業に従事できる期間は10年ほどになります。そこから新たに機械・設備に投資し、技術を習得するのは難しくなります。こうした最近の動きが中山間地域の新規就農者にどのような影響を与えているかを検討することが課題になります。

図1 新規就農者の推移



出所:農林水産省「令和5年(2023年)新規就農者調査」

図2 49歳以下の新規就農者数



出所:図1に同じ

そこで期待されるのが49歳以下の新規就農者です。2023年の新規就農者の内訳は、①新規自営農業就農者6,420人、②新規雇用就農者6,880人、③新規参入者2,590人で、②新規雇用就農者がもっとも多くなっています。2015年以降の増減でみると、新規自営農業就農者がほぼ半減したのに対して、新規雇用就農者と新規参入者は横ばいとなっています(図2)。②農業法人等で従業員として働きつつ自立をめざす新規雇用就農者と③新規参入者の比率が高くなっています。

参考までに、③新規参入者2,590人の栽培作物の部門別構成は次のようになっています。露地野菜1,300人(33.9%)、果樹820人(21.4%)、施設野菜620人(16.2%)、稲作450人(11.7%)、畑作300人(7.8%)。新規参入者は農地の確保の点から、比較的小さい面積から始められる野菜、果樹、施設園芸が多く、この3つで7割以上を占めています。稲作、畑作など土地利用型作物は少ないことがわかります。

こうした動きをふまえて、中山間地域における就農モデルを明らかにすることが本章の課題です。

第2節 中山間地域における就農モデル図の提示

2024年のレポートの第1章では、全国45事例をもとに、中山間地域で実際に複合経営に取り組むまでのプロセスを、2つのタイプ(農家継承、新規参入・移住)に分けて報告がなされました。

「農家継承」タイプは、親や祖父母をはじめとする親族の営農を継承するものです。農家継承タイプでは、1)親の営農を継承する形態と、2)それ以外の親族の営農を継承する形態に分類できることが確認されました。「新規参入・移住」タイプでは、就農のきっかけとして「ライフスタイル」や「海外での経験」、「大震災の影響」等、多様なバリエーションが判明しました。一方、就農に至るまでに、農地取得や技術習得、収入確保にむけた検討は、双方のタイプにおいて慎重に行われていることが報告されました。

2025年のレポートでは、中山間地域にて就農に至るまでのプロセスをモデル化し、フェーズ毎の解説を行います。ヒアリング調査からは、中山間地域での就農を考える上では、「農家継承」、「新規参入・移住」のいずれのタイプにおいても、その決断は簡単ではないことが窺えます。就農にあたっては、地域との関係性および事業の経済性を念頭に置きながら、その決断が下されるわけですが、少子高齢化どころか超高齢化が進む中山間地域での地域コミュニティや条件不利地と目される中山間地域での事業モデルは描くことは困難です。一方で、ヒアリング調査及び分析を進めていくと、中山間地域ならではの就農のあり方も見えてきました。図3は中山間地域での就農に関するモデル図です。就農に至るまでのプロセスを4つに区分し、一連の流れとして整理しています。



就農に至るまでのフレームとキーワード

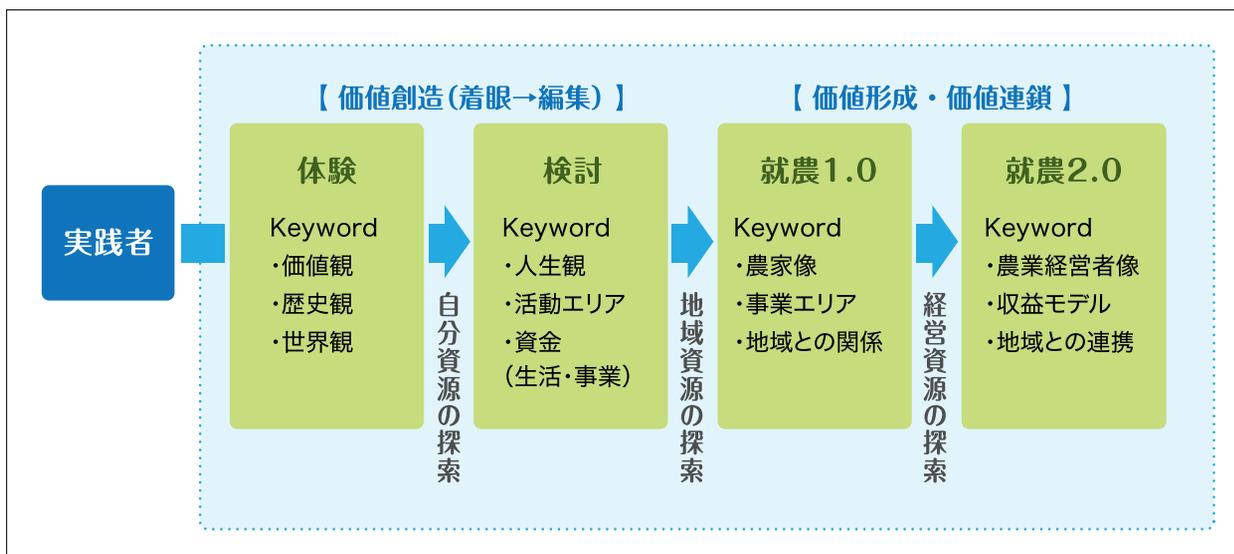


図3 中山間地域における就農モデル図

①「体験」のフェーズ

まず、「体験」のフェーズです。ここでの体験とは、幼少期における経験といったような原初的な体験とは違い、就農以前における就職・就業などの期間での何らかの体験のことを指します。本来であれば、幼少期から描いてきた農業による就業を実現し、家業を継承するようなイメージが望ましいわけですが、中山間地域での就農の体験談は多様なものとなるわけです。体験談から、動機やきっかけの検証を行いました。調査事例をKJ法(大量の情報やアイデアを整理し、新たな発見や課題解決に繋げるための情報整理・発想法)により分類すると、大きく「価値観・歴史観・世界観」と分けられ、いずれかに変化が生じていたことが把握されました。詳細は、次項で述べることにします。



②「検討」のフェーズ

次に、「検討」のフェーズです。「検討」から「就農」に至るプロセスは連続しており、KJ法により導出したキーワードの設定も関連付けて行いました。図中で示した「検討」のフェーズにおけるキーワードは「人生観・活動エリア・生活資金と事業資金」であり、これが主な論点となっていることが窺えます。人生観とは、自身の希求するライフプランやキャリアとも言え、その範疇で、どこで活動を開始するか、そのための資金はどう補うか、といった検討がなされます。ここで重要となるのは、自身の特技や趣味、あるいは経験値といった自分資源(各個人が、人生経験の中で習得してきたスキルや経験、つながり等、自身に備わっている有形無形の資源のこと)を見直しながら、就農に向けたあたりをつけていきます。この過程での何かが「きっかけ」となって、就農に対する決断が下されるということです。

③「就農」に関するフェーズ



中山間地域における「就農」のフェーズは、少なくとも2段階に分けるのが適切であると考えます。もちろん、検討の段階から、特に経済性の担保がなされスムーズに就農するケースもみられますが、中山間地域の場合、それは簡単ではありません。農地の確保がなされれば、就農計画書の提出によって、就農ということに形式上はなるものの、そこに至るまでの過程は、複雑であり、様々な知恵や工夫が盛り込まれています。この2段階の就農モデルでは、大きくは、第1段階(就農1.0)で地域との関係性を、第2段階(就農2.0)では、複合経営を踏まえた経済性の確保を順に示しています。

・「就農1.0」のフェーズ

第1段階(就農1.0)では、導出したキーワードとして「農家像・事業エリア・地域との関係」を示しています。自身はどう生きるかといった人生観の検討を踏まえて、就農にあたっての農家像を思い描きながら、実際問題としての事業エリア、具体的には、農地の確保や生産する作物の確定を行います。ここでは、地域との出会いがポイントとなり、人との出会いから、該当地域にある地域資源の探索が促進されることが多くあります。なお、新規就農者の定義は、新規自営農業従事者(卒業後に就農、転職し就農)、新規雇用就農者(法人等での雇用による就農)、新規参入者(新たに起業・創業し就農)がありますが、この段階で、農業法人や地域おこし協力隊として活動することを選択し、これを就農への準備段階とするケースが増えています。



・「就農2.0」のフェーズ

第2段階（就農2.0）では、導出されたキーワードとして「農業経営者像・収益モデル・地域との連携」を示しています。この段階は、事業性を検討するフェーズであり、中山間地域であるからこそその取捨選択がなされます。毎年の生産品目の選定にあたっては、常に経済性が念頭におかれた複合化が検討されています。地域内外との関係性の中から、利用可能な経営資源を探索し、その組み合わせは多様ですが、定番の製品に加えて、ユニークな製品の選択や加工などの取り組みが追加される場合もみられます。ここでは、前段階で形成された地域との関係性が、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）となり、中山間地域ならではの事業モデルの構築に繋がっています。なお、収益モデルを考えるにあたって、不足する物は譲渡されるなど、時に、地域との関係性のなかから経営資源が見いだされるケースもあり、技術に関しても同様に、地域との縁のなかで継承されることも多々あります。

以上、モデル図について、フェーズ毎に解説してきました。価値の観点でみると、①「体験」・②「検討」のフェーズは、「価値創造」の段階であり、特に、自身の価値を再認識するという「着眼」、および自分資源を見直し、自身のキャリアを再構築する「編集」といった視点が重要となっていました。③「就農」の段階では、自身の活用できる地域資源、経営資源の見直しが図られ、新たな「価値形成」がなされます。図中では、「価値連鎖」という表現も用いましたが、この段階では、そこに到達するケースは少ないものの、実践者が実践者を呼び込み、あるいは、地域内外における他業種との連携が展開されるなど、ひいては地域の価値に発展するような、連鎖が生じる素地が形成されている状況も一部確認されています。

第3節 ヒアリング事例にもとづくフェーズ毎のケーススタディ

ヒアリング調査は2022年から2024年にかけて行われ、計73事例の調査が実施されました。また、調査は半構造化インタビュー（用意した質問をもとに進め、必要に応じて柔軟に質問を追加・変更する方法）で行われ、対象者は、中山間地域で複合経営を営む農家（2024年のレポートでは、中山間地域に非農業者がI-Uターンなどで移住し、複合経営を営む個人農家を主な対象とした）です。



ここでは、①「体験」のフェーズに関する記述は、全73事例をもとに記載します。②「検討」から③「就農1.0」、「就農2.0」に至るフェーズに関しては、新たにヒアリングを実施した表1の5事例をもとに記載します。

表1 第1章の対象事例マトリクス

事例番号	所在地	就農の種類	年齢	家族構成	経営耕地	就農年数	主な生産物
52	宮城県 加美町	農家継承型	39才	本人、妻 子供2人	28a	3年	ぶどう、鉢花、 多肉植物
57	岩手県 大槌町	新規参入・ 移住型	30才	本人、妻 子供1人	1.3ha	1年	なす、ピーマン (パプリカ/ミニパプリカ)、 カラフルだいこん、ばれいしょ、 葉物類(レタス、ほうれんそう)
58	岩手県 花巻町	新規参入・ 移住型	33才	本人	1ha	7年	ぶどう(食用・ワイン用)
66	岐阜県 美濃加茂市	新規参入・ 移住型	54才	本人、妻 子供1人	—	19年	アセロラ、ドラゴンフルーツ
67	滋賀県 東近江市	農家継承型	70才	本人、妻	13ha	12年	水稻、しょうが、 こんにゃくいも

①「体験」のフェーズに関して

モデル図では、ヒアリング内容をKJ法により分類し、実践者における「価値観・歴史観・世界観」といった項目に関して、何らかの変化が生じていたことを先に述べました。これら3つの変化について具体的なケースも交えつつ述べていきます。



「価値観」の変化とは、決して簡単に事業化ができるわけでない、中山間地域における農業に参入する判断、すなわち事業としての何らかの可能性・意義性を見出すといったような体験のことを指します。具体的には、下記のようなケースが挙げられます。

- ・ NGOでの業務でインドネシアに派遣。そこで農業に携わり、自らが育てた作物の美味しさに感動するとともに「自分で食べ物が作れるんだ!」と可能性を感じた。(事例2)
- ・ 地域で活動をする中で「たっこにんにく」という地域の特産品に出会い、食を地域の観光資源にしていくべきと考えるようになった。(事例5)
- ・ 育てていた子牛が生後20日で死んでしまった際に、農業は生命産業であると気付かされた。(事例27)

「歴史観」の変化とは、就農の選択をする上で、「なぜ、自分が就農をするのか?」「なぜ、ここで就農をするのか?」という自身の血縁的・地縁的なバックグラウンドにも係る問いにキャリアを通して向き合う中での体験のことを指します。具体的には、下記のようなケースが挙げられます。

- ・ 母親から、叔父に後継者がおらず農家を辞めるかもしれないという話を聞き、自分が守っていないか、という使命感が芽生えた。(事例11)
- ・ 一度は島を出るも、父の代で終わってしまうのはもったいないとの気持ちが生まれた。(事例16)
- ・ 自分の生まれ育った地域が高齢化で衰退していくのをなんとかしたいと思う中、自らが地域農業振興の成功モデルになれないかと構想を持った。(事例39)



「世界観」の変化とは、中山間地域の持つ豊かな自然環境や田園風景、農業の持つ食づくりや働き方といった中山間地域と農業が持つ要素が、自身の理想とする暮らし方や生き方と重なってくる体験のことを指します。具体的には、下記のようなケースが挙げられます。

- ・ 「大人が夢みてもいいんですね。」がキャッチフレーズであった映画との出会いから影響を受けた。(事例1)
- ・ 2011年の東日本大震災をきっかけに生活を変えてみようと思うようになり、自然豊かな環境での暮らしをするのはどうだろうかとの考えが浮かんだ。(事例28)
- ・ 出産・子育てをきっかけに、自分で作った美味しい野菜を子どもたちに食べてもらいたいという想いが芽生えた。(事例55)





②「検討」のフェーズに関して

モデル図中に示したキーワードは「人生観・活動エリア・資金」でした。これらのキーワードを踏まえ、表1に記載した5事例から具体的なケースを紹介していきます。

事例52(宮城県加美町)は、家業が代々続く農家の次男でした。幼少期から両親が農作業を行う姿を見てきたため、農業は身近なものであり、自身も就農に興味を持っていたものの、両親は自身の就農について前向きではなかったこともあり、当初は就農には距離があったといいます。システムエンジニアとしてファーストキャリアをスタートし、その後、JICA青年海外協力隊としてウガンダへの派遣、宮城県での東日本大震災復興支援事業への従事などキャリアを重ねる中、両親の高齢化という家業を取り巻く状況変化の中での検討の結果、家業を継ぎ就農する決断をし、故郷へUターンします。

事例57(岩手県大槌町)は、前職の業務として地域おこし協力隊の支援に携わる中で、支援をするだけでなく自分自身も現場に入りたいとの思いから地域おこし協力隊に就任しました。協力隊として、移住定住に係る業務に取り組み、その延長で、協力隊の期間終了後に起業を見据えていましたが、その計画は頓挫しました。そこで、自身が移住後に趣味として家庭菜園を続けてきたことや、また、家庭菜園の用地も含めて、農家の高齢化による耕作放棄地が増えてきていることを目の当たりにし、自らの趣味と地域の現状・課題を掛け合わせる形で、耕作放棄地の再生をコンセプトに化学肥料・農薬を不使用の栽培×少量多品目での農業事業を行っていく決断をします。

事例58(岩手県花巻市)は、関東地方出身でしたが、東日本大震災後に学生ボランティアとして岩手県を訪れたことをきっかけに、人や自然・文化の魅力に触れ、田舎暮らしに憧れを抱くようになりました。大学卒業後は、関東地方で会社員として働きますが、知人から地域おこし協力隊を募集しているとの話を聞き、移住を決意します。地域の特産品であったぶどうの産地振興をミッションに域内外でのPR業務などに携わりながら、地域での活動を重ねるなかで、知り合いの農家から、自身のぶどう畑を継承しないかとの話があり、就農を決断します。

事例66(岐阜県美濃加茂市)は、両親が建設業を営む家庭で育ちました。大学卒業後は、東京の大手建設会社に就職し建設技師として働いていましたが、家業を継ぐために美濃加茂市に戻ります。家業の手伝いを続けながら、建築技師として働いてきたなかで自然環境に影響を与えてしまう開発の仕事に痛みを覚えていたという思いから、地域の資源を活かした環境に優しい循環型農業に目をつけ、起業。温泉地を舞台に、南国フルーツ(アセロラ・ドラゴンフルーツ)のハウス栽培による農業事業へ参入する決断をします。



事例67(滋賀県東近江市)は、家業が農家でした。ただ、大学卒業後は、就農の選択は取らず、銀行に就職します。以来、30年超に渡り銀行員としてのキャリアを歩みつつ、家業の手伝いも行ってきましたが、当時からいずれは就農して自家製コンニャクを作ることが夢だったといいます。その後、所属していた銀行の合併を機に58歳で退職。親の農地を継承し、就農する決断をします。



③「就農(1.0~2.0)」のフェーズに関して

「検討」のフェーズを経て、就農への決断がなされた後、具体的な就農への歩みを進めていくのが「就農」のフェーズです。なお、【就農1.0】から【就農2.0】へ至るプロセスや期間は、事例ごとに異なっています。今回取り上げた5事例では、事例52と事例57が【就農2.0】を模索している段階、事例58と事例66、事例67が【就農2.0】から複合経営に向けたさらなる歩みを重ねている段階の事例です。

事例52では、【就農1.0】両親の農業の手伝いから就農への歩みを進めていきます。この手伝いを通して農作業のスケジュール感や工程、技術など一連の知識を得るとともに、その後の事業展開にもつながる地域内外の関係者との繋がりも獲得していくこととなりました。【就農2.0】両親から農地を継承し独立してからは、従来からの生産物であったぶどうと鉢花に加え、自身と、自身と同じくJICA青年海外協力隊であった妻の海外での生活経験から着想を得た多肉植物の栽培を新たに開始していきます。その後、町が所有し研修用として使われていたぶどう畑が使われていないとの話を受け営農面積を拡大。販路についても、当初は地域の道の駅やイベントを中心に販売していましたが、近隣の店舗からも引き合いがあり販売店舗数が増えたほか、SNSでの発信をきっかけに直販が拡大したり、地域のホームセンターとの契約に繋がったりと複合経営への展開を進めています。

事例57では、【就農1.0】趣味で行っていた家庭菜園で使っていた農地から就農への歩みを進めていきます。当初は、トラクター等の農業機械はなく、スコップと鍬のみで作業をし、化学肥料・農薬を不使用の栽培についても近隣農家で取り組んでいるところがなかったため独学で栽培技術を習得していききました。【就農2.0】土地に適した作物を模索しながら70~80種類の野菜を栽培。試行錯誤しながらの活動であったものの、こうした取り組みのプロセスや栽培した作物の紹介などをSNSで発信し続けたことにより、地域の中での理解が広がっていき、トラクターを貸してくれる人が現れ、営農が難しくなった農家から借地の話が来るようになったといいます。販路についても、現在は直売所出荷と直販を中心としていますが、今後は直販の拡大や栽培した作物を用いた加工品の開発を構想するなどさらなる複合経営への展開を進めています。

事例58では、【就農1.0】営農が難しくなった地域の農家からの話を受け農地を継承し就農への歩みを進めていきます。地域おこし協力隊への参加をきっかけに移住をした地域であり地縁・血縁もなく、また、農業経験もなかったものの、農地の貸し手である農家から、栽培方法を教えてもらいながら技術を習得していききます。【就農2.0】その後、他の農家からも継承の話があり、計3名の農家から4箇所のぶどう畑を借り受け、食用・加工用ぶどうの栽培を行うほか、自らが栽培したぶどうを使ったワインの製造・販売や、地域内で園地管理・薬剤散布を担っていた団体が撤退をしたことを受け管理組合を設立するなど、地域の特産品であるぶどうの栽培を軸に、複合経営への展開を進めています。

事例66では、【就農1.0】家業の建設業を継ぐためUターン。建設業に従事してきたなかでの課題意識から循環型農業に目をつけ就農への歩みを進めていきます。温泉地を舞台に、地熱を活かした南国フルーツ(アセロラ・ドラゴンフルーツ)のハウス栽培事業を構想とし、ハウスの設計・施工は自らの建設技師の経験・スキルを活かして行っていくとともに、フロリダの農園で研修を受け栽培技術を習得していききます。【就農2.0】その後、南国フルーツの栽培に加え、ヤギの除草力に目をつけ、ヤギによる除草事業をスタート。その他、南国フルーツ等を用いたジャムなど加工品の製造を行うなど複合経営への展開を進めています。

事例67では、【就農1.0】銀行員としての会社員時代から将来の就農を意識し、手伝いをしながら就農への歩みを進めていききました。そして、勤めていた銀行の合併の話为契机に、家業を継承します。【就農2.0】個人の農家として活動するなか、集落の土地改良事業をきっかけに有志の農家が集まり、農事組合法人を設立。以来、個人としてのこんにゃくいもの栽培、こんにゃくの製造に加え、農事組合法人として、水稻、しょうがの栽培を行うなど複合経営への展開を進めています。



本章のまとめ

就農の傾向として、全体的には、新規就農者は減少し続けており、特に、①新規自営農業就農者の割合が減少しているものの、②新規雇用就農者と③新規参入者の割合は僅かではあるが増えている状況が確認されました。これはあくまで就農者全体の傾向ではありますが、中山間地域における就農を考える上でも、ポイントとなる事象です。今後は、政策的には、「農家継承型」を目指すことに加えて、「新規参入・移住型」への支援を強化し、新規就農者の確保を目指すことになるでしょう。その際、就農を目指す実践者の気持ちを考える必要があります。農山村における就農の魅力が盛んに宣伝される中、実践者が、実際に一歩踏み出すとなると、多くの不安が生じることは事実

です。それが中山間地域となると猶更でしょう。そのため本章では、就農を決断するに至る以前のプロセスをモデル図に組み込み、「体験」「検討」のフェーズと表現し、加えて、就農のフェーズを「就農1.0」「就農2.0」に分割し、プロセスの細分化を図りました。そして、ここまでを就農に至るまでのフェーズとしました。実践者は、理想を描きながらも、現実に向き合いつつ、試行錯誤を重ねながら複合経営に向けた歩みを進めています。支援側においても、急いた支援にならないように、フェーズにあわせた支援策の検討が求められます。こうしたフェーズを意識しながら、実践を進めれば将来的には、実践者が支援者の役割も担い、就農の好循環が生まれることも想定されます。さて、以降は、事業者として更に経営の向上を目指す、あるいは安定を図る段階となりますが、そのことについては第2章以降で述べていきます。

ピックアップ
事例

1

農家継承型

宮城県加美町「吉祥園」

宮城県加美町は、県の北西部に位置し、肥沃な稲作地帯が広がる東部地域と、丘陵地帯が広がり中山間地域も多く含まれる西部地域に分かれています。農業を取り巻く状況として、中山間地域など条件不利地を中心に農業従事者の高齢化や後継者不足、鳥獣被害、農地の荒廃など課題が顕在化してきています。そのような中、近年では、高収益作物の導入等による収益力強化に向けた取り組みが進められており、薬用植物(ムラサキ)や畑わさびなど地域の特徴や気候を活かした新たな作物による産地形成に力を入れています。

そのような同町の西部地域で、農業を営んでいた両親から農地を継承し、2021年に就農をしたのが、吉祥園の松本祥さんです。松本さんは、従来からの生産物であったぶどうと鉢花に加え、JICA青年海外協力隊であった自身と自身の妻の海外での生活経験から着想を得て多肉植物の栽培を手掛けています。就農3年目になる今年度(2024年度)は、農産物のブランディングを行うべく、ロゴの制作などに取り組んでいます。今後は、より多くの人に自分たちの農産物を届けていきたいという想いのもと、ネット販売の強化やふるさと納税への展開などさらなる複合経営化に向けた構想を描いています。

ピックアップ
事例

2

新規参入・移住型

岐阜県美濃加茂市「農業生産法人 有限会社FRUSIC」

大手建設会社で建設技師として働き、実家の建設業を継ぐため美濃加茂市に戻りました。2005年に農業生産法人を設立、2007年に奥飛騨温泉で温泉熱を利用してドラゴンフルーツを栽培する奥飛騨ドラゴンの事業を開始しました。2011年奥飛騨からの帰りに、草刈り作業中の知り合いの市職員と出会ったことが山羊さん除草隊を始めたきっかけでした。

刈った草をゴミとして燃やすとCO₂を出すのが、ヤギが草を食べると、除草に加えて糞尿が肥料となり循環が生まれます。その後奥飛騨ドラゴンの事業は高山市の銘茶企業に譲って、現在は「山羊さん除草隊」とドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、アセロラの試験栽培と育種、クリと加工品の事業を行っています。

ヤギは3カ所で50頭を飼育、30頭が地元の病院、工場の緑地帯や耕作放棄地の除草に出動します。木材柵の中でヤギが自由に草を食べる姿を見て、市民や病院関係者から「癒やされる」との声が寄せられています。岐阜大学、美濃加茂市、FRUSICの3者で協定を締結、岐阜大学応用生物科学部と共同研究に取り組んでいます。体調や年齢により除草作業に出られないヤギは、地元のぎふ清流里山公園内で飼い、餌のガチャガチャ自販機で売り上げに貢献しています。山羊さん除草隊は、除草と循環の仕組みを作って地域課題の解決に取り組むことが目的と渡辺氏は語ります。

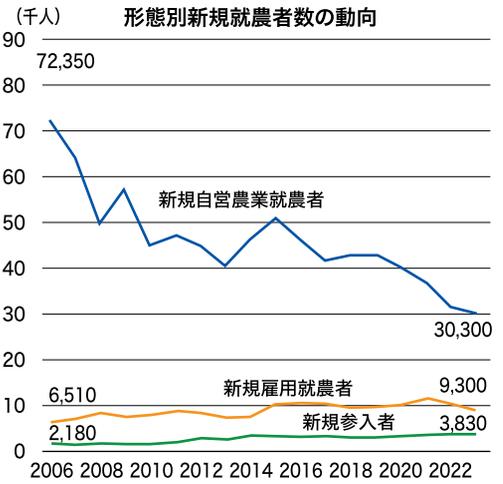
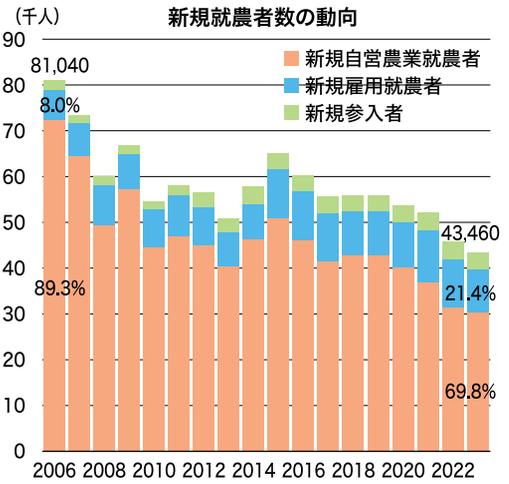
はじめに

わが国の農業において担い手の高齢化・後継者不足が叫ばれて久しくなりました。国民に対して安定的な食料供給を確保するためには、地域農業の持続性向上が重要であることは言うまでもありませんが、農業生産の条件が比較的有利な平地農業地域だけでなく、比較的條件不利な中山間地域においてこそ農業生産の担い手を確保し、わが国国土における農業の均等発展をめざすことが、地域農業の持続性向上に向けた必要な条件であるといえます。

このようななか、近年における新規就農者の動向について注目してみると、図1に示したように、新規就農者全体としては2006年の約8万人から2023年には約4.3万人と減少傾向にあります。しかしながら、これらを形態別にみると、新規自営農業就農者（親元就農）の減少がみられる一方、新規雇用就農者、および新規参入者は漸増傾向にあることがわかります。

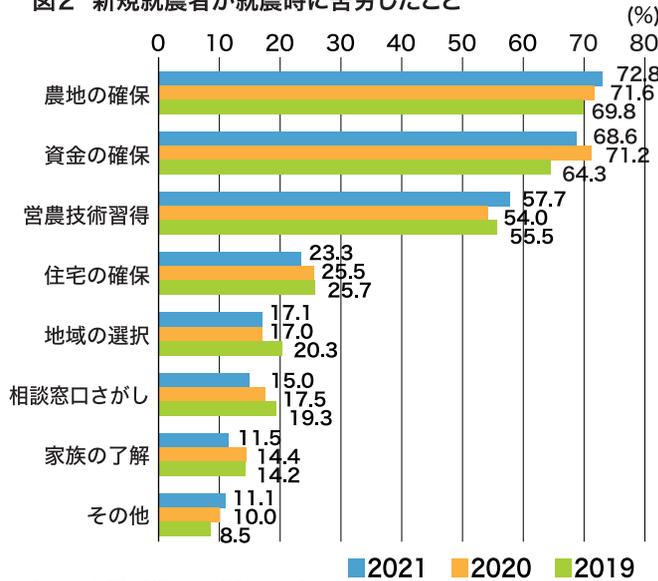
わが国は、戦後の農地改革以降、自作農による家族経営が農業生産における担い手の中核的存在でした。しかしながら、高度経済成長期における重化学工業推進に伴う農工間所得格差の拡大により農業の兼業化が進み、1985年のプラザ合意以降や1995年のWTO設立などを契機とした日本経済におけるグローバル化の進展の下、これまで農業生産において中核的存在であった家族農業経営が衰退の一途を辿ることになりました。このようななか、近年において農業部門における規模拡大や経営の高度化を目的として農業経営の法人化が進展しており、これらが農業部門における雇用の受け皿となりつつあります。さらには、食料安全保障の重要性を叫ぶ声が増大する中、これまで他産業に従事していた若者を中心に、農業部門にビジネスチャンスを見出し参入するケースも少なからずみられています。図1はこれらの状況を反映しているといえます。

図1 わが国における新規就農者の形態別動向



資料：農林水産省「新規就農者調査結果」

図2 新規就農者が就農時に苦労したこと



資料：全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果」より引用

注：回答者は上記項目から3つまで選択可

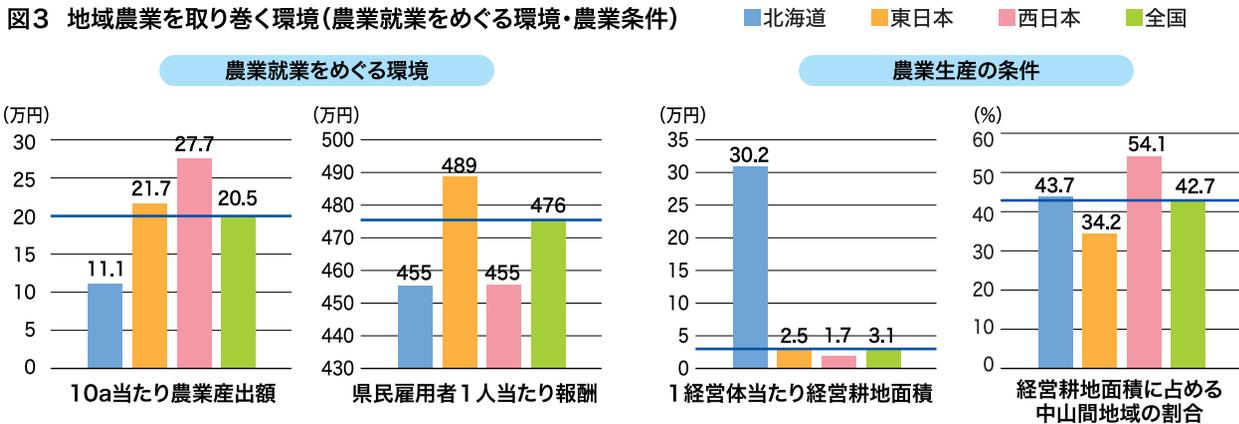
このような状況ではありますが、新規に農業参入するにあたっては、現状においても障壁が存在することは否めません。図2によると、新規就農者は「農地の確保」、(農業施設や機械を準備するための)「資金の確保」、(作物の選定も含めた)「営農技術習得」の3点においてとりわけ苦労していることがわかります。

そこで本章では、巻末の附録に示された本書調査対象マトリクスの経営体について、「農業生産のための環境整備」、すなわち①農地の確保、②機械・設備の確保、③技術の習得、④作物の選定理由の観点からその状況を把握します。そして、これらの状況を踏まえ、広島県内において5つの企業的農業経営体において行ったヒアリング調査に基づき、農業生産のための環境整備に向けた課題を抽出します。

第1節 マトリクスからみた農業生産のための環境整備状況

(1) 地域別にみた農業就業をめぐる環境と農業生産の条件の現状

農業生産のための環境整備状況をマトリクスから把握する前に、まず、現状における地域農業を取り巻く環境についてみてみましょう。図3は、全国を北海道、東日本、西日本の3つに区分して農業就業をめぐる環境、および農業生産の条件について、2020年の状況を示したものです。



資料：農林水産省「農林業センサス」「生産農業所得統計」、総務省「県民経済計算」

注：「東日本」は、東北、関東、甲信越、北陸、東海を含む。「西日本」は、近畿、中国、四国、九州、沖縄を含む。2020年の状況。

農業就業をめぐる環境は、単位当たりの農地から生み出される経済的価値(以下「地代」)の指標として「10a当たり農業産出額」について、地域における賃金状況の指標として「県民雇用者1人当たり報酬」について示しています。これによると、地代が相対的に高いのは西日本であり、北海道は相対的に低い値を示しています。一方、地域における賃金状況が比較的良好であるのは東日本です。この状況は、磯辺(1984)が賃金と地代をその指標として日本農業の地帯構成を検討し、「東北型」農業地帯である東日本が「低賃金・高地代・農業進展」、「近畿型」農業地帯である西日本が「高賃金・低地代・農業後退」と指摘した状況と逆転していることがみてとれます。

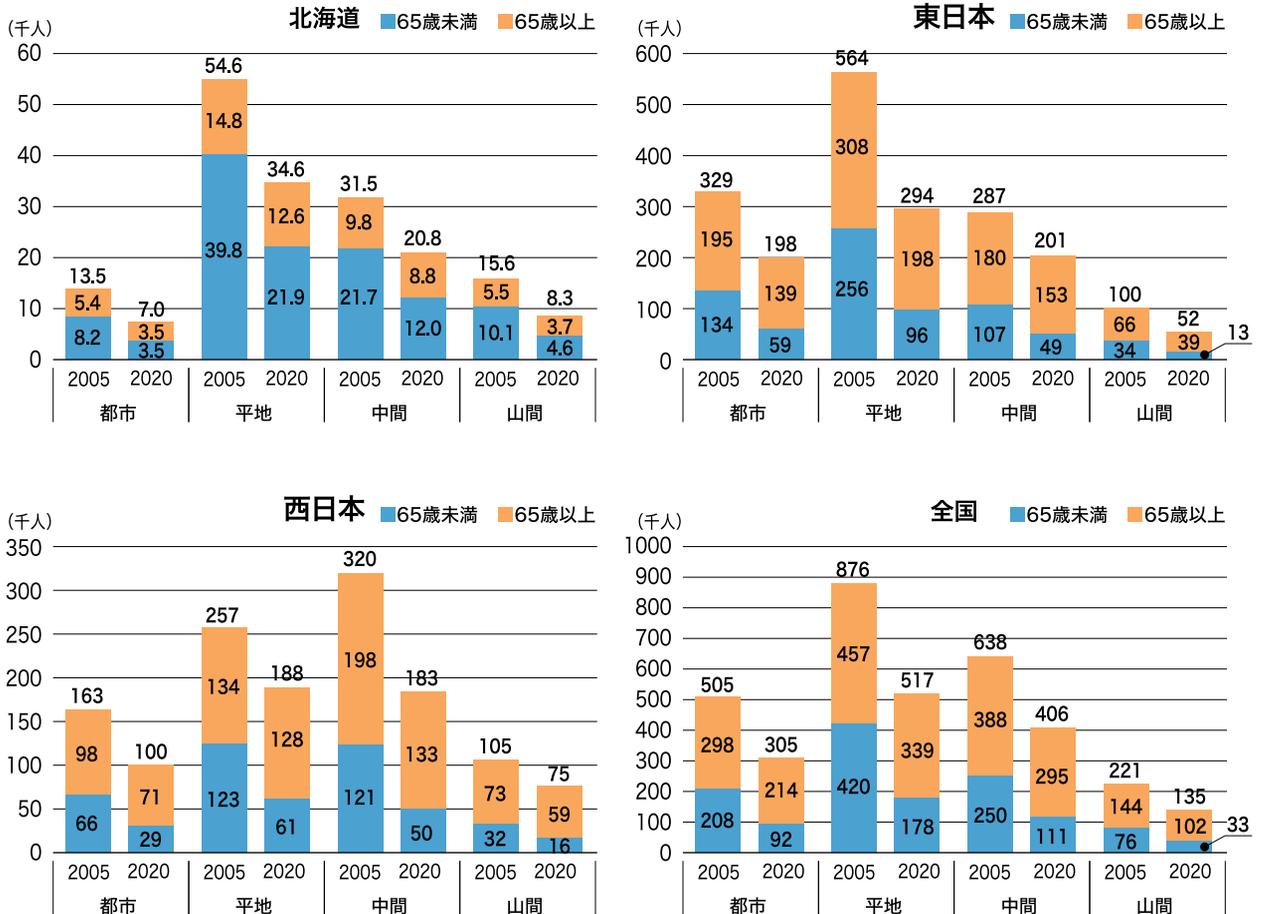
農業生産の条件は、生産規模の指標として「1経営体当たりの経営耕地面積」について、農地の生産条件不利性の指標として「経営耕地面積に占める中山間地域の割合(以下「中山間地域率」)」について示しています。中山間地域率が比較的高く、農業生産の条件が不利な西日本は、経営規模も小規模である一方、中山間地域率が比較的低く、農業生産の条件が有利な東日本においても経営規模は大規模となってません。つまり、賃金条件が以前に比べて好転した東日本において、農業後退により、単位当たりの農地が生み出す経済的価値の低下(低地代化)が進んだ可能性が指摘されます。なお、北海道は、低地代を規模拡大でカバーしています。

このような状況の下、図4から各地域における農業の担い手の確保状況を確認します。この図は、各地域における農業地域類型ごとの基幹的農業従事者数について2005年と2020年を比較したものです。全国における2005年～2020年の基幹的農業従事者数の増減率は60.8%ですが、農業地域類型ごとにみると、都市的地域が60.4%、平地農業地域が59.0%、中間農業地域が63.6%、山間農業地域が61.2%であり、中山間地域を合わせると63.0%であるように、中山間地域において農業の担い手が比較的確保されていることがみてとれます。



地域ごとに増減率をみると、北海道61.3%、東日本58.3%、西日本64.6%であり、東日本において担い手の確保状況が厳しいことがわかります。特に東日本における平地農業地域の増減率が52.1%と厳しい状況にある一方、中間農業地域は70.2%と担い手が比較的維持されています。また、西日本については、平地農業地域の増減率が73.2%、山間農業地域が71.1%となっており、この点についても注目すべきと言えます。

図4 農業地域類型別の基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「農林業センサス」

(2) 農地の確保

これらの状況を踏まえつつ、マトリクス対象経営体における農業生産のための環境整備状況を確認していきましょう。

以下、表1から表4は、マトリクスに記載された調査結果にある記述内容を筆者が読み取って、項目立てをして整理したものを示しています。

まずは、農地確保の方法(表1)ですが、全体では「地縁」が26.9%で最も多く、ついで「家族継承」22.4%、「行政のあっせん」14.9%となっています。地域別にみても、北海道および西日本では「地縁」がそれぞれいずれも25.0%、29.0%で最も多いですが、それに次ぐ方法として東日本では「家族継承」が28.6%で最も多くなっています。

表1 マトリクス対象経営体における農地確保の方法

		(経営体、%)			
		全国	北海道	東日本	西日本
経営体数		67	8	28	28
構成比 (%)	家族継承	22.4	12.5	28.6	19.4
	親族	11.9	—	7.1	19.4
	研修先からの紹介	6.0	12.5	7.1	3.2
	地縁	26.9	25.0	25.0	29.0
	行政のあっせん	14.9	12.5	10.7	19.4
	JAのあっせん	1.5	—	3.6	—
	その他	4.5	—	3.6	6.5
	不明	22.4	37.5	25.0	16.1

資料：マトリクス調査結果に基づき筆者作成
注：複数回答



(3) 機械・設備の確保

つぎに、機械・設備の確保(表2)ですが、それぞれについて確保の方法が示されています。なお、「機械全般」の項目は、マトリクスに示された情報において具体的な機械・設備の名称が記載されていなかったものを総合してここに示しています。「機械全般」を除くすべての機械・設備において「購入」が最も多かったです。ただ、内容としては「大型機械について補助事業を活用して購入」や「中古を探して購入」など、それぞれ投入資金を抑えるための努力がなされていました。一方で、大型機械を導入する場合は、補助採択要件などの関係から大規模層や法人経営者など、補助事業を活用できる経営体が限定されているのがみてとれました。

表2 マトリクス対象経営体における機械・設備確保の方法 (経営体、%)

		ハウス	コンバイン	トラクター	その他 大型機械	その他 小型機械	運送用 車両	(機械全般)
活用経営体数		11	6	18	5	10	5	16
構成比 (%)	購入	72.7	83.3	83.3	100.0	70.0	80.0	43.8
	リース	9.1	—	5.6	—	10.0	—	—
	レンタル	—	—	5.6	—	—	—	12.5
	補助事業	18.2	—	5.6	—	—	—	12.5
	継承 譲渡	9.1 9.1	— —	5.6 5.6	— —	10.0 10.0	20.0 —	50.0 —

資料:マトリクス調査結果に基づき筆者作成
注:複数回答

(4) 技術の習得

表3 マトリクス対象経営体における農業技術の習得先 (経営体、%)

		全国	北海道	東日本	西日本
経営体数		67	8	28	31
構成比 (%)	家族	19.4	25.0	17.9	19.4
	県普及指導	4.5	—	3.6	6.5
	JA営農指導	—	—	—	—
	農業大学校・農業高校	17.9	12.5	21.4	16.1
	民間	7.5	12.5	10.7	3.2
	研修	17.9	—	14.3	25.8
	師匠	4.5	—	7.1	3.2
	農業仲間・先輩	14.9	12.5	14.3	16.1
	勉強会・視察	10.4	—	7.1	16.1
独学	14.9	37.5	7.1	16.1	

資料:マトリクス調査結果に基づき筆者作成
注:複数回答

農業技術の習得ですが、表3から技術の習得先をみると、全体では「家族」が19.4%で最も多く、ついで「農業大学校・農業高校」および「研修」が17.9%、ついで「農業仲間・先輩」および「独学」が14.9%となっていました。地域別に最も多い技術習得先は、北海道においては37.5%の「独学」、東日本では21.4%の「農業大学校・農業高校」、西日本では25.8%の「研修」となっていました。なお、「独学」の内容としては、有機農業を志す担い手に多くの回答がみられました。

(5) 作物の選定理由

作物の選定理由(表4)ですが、全体では、「経済条件」が17.9%で最も多く、ついで「継承」が16.4%、「自己の理想・憧れ」が11.9%となっていました。地域別に最も多い作物の選定理由をみると、北海道は25.0%の「自己の理想・憧れ」、東日本は21.4%の「経済条件」、西日本は19.4%の「継承」でした。なお、「自己の理想・憧れ」の内容としては、有機農業を志す担い手や、ワインや日本酒などの醸造が目的で原料を自家農産物で調達したいと考えている担い手などに多くみられました。また、「経済条件」の内容としては、「採算性」を挙げる担い手が多かったですが、なかには、「農地が確保できた地域の特産品を生産することで地域の担い手として認められたい」旨の意思を示す担い手も存在しました。

表4 マトリクス対象経営体における作物選定の最大要因 (経営体、%)

		全国	北海道	東日本	西日本
経営体数		67	8	28	31
構成比 (%)	継承	16.4	12.5	14.3	19.4
	研修先の影響	6.0	—	10.7	3.2
	気候条件	3.0	—	—	6.5
	土壌条件	6.0	12.5	—	9.7
	経済条件	17.9	12.5	21.4	16.1
	自己の理想・憧れ	11.9	25.0	7.1	12.9
	自己の技術	4.5	12.5	3.6	3.2

資料:マトリクス調査結果に基づき筆者作成
注:複数回答



第2節 中山間複合経営における企業型農業経営体の農業生産環境整備状況 —広島県内の5経営体に対するヒアリング調査結果をもとに—

(1) 5経営体の経営概要

表5は、調査対象5経営体の経営概要および農業生産環境整備の状況を示しています。

有限会社有田園芸農場は、東広島市安芸津町および竹原市において主にばれいしょ、花壇苗、野菜苗などを生産する農業法人(有限会社)です。1990年に法人化していますが、もともとは家族経営であり、現経営主は3代目です。現代表の代で規模拡大を行い、高い技術が求められる野菜苗および花壇苗の施設での生産を経営の中核としつつ、当地名産の安芸津バレイショの露地栽培も並行して行っています。

農事組合法人野津田農園は、広島県府中市上下町において主に稲作と露地キャベツ、はくさい、施設アスパラガスを生産する農業法人(農事組合法人)です。2010年に法人化した際は、家族のほか、そのときに雇用していた2名の従業員を組合員として設立していました。その後、その2名がそれぞれ独立したため、現在の組合員は家族のみとなっています。また、当法人の後継者は、JA全農広島県本部が新規就農者の育成を目的として設立したチャレンジファームの経営管理を任されており、新規就農者に対する技術指導を行っています。

株式会社恵は、広島県世羅郡世羅町で水稲、大麦、露地野菜(キャベツ、広島菜、スイートコーン、えだまめ等)を生産する農業法人(株式会社)です。2007年に農事組合法人を設立し、2017年に株式会社に経営形態を変更しました。正規職員12名のうち、家族6名(経営主夫婦、長女・次女夫婦)、家族外の雇用者6名となっています。もとは建設業を営む兼業農家でした。現在は、農業生産が主であり、建設業が従の位置づけとなっており、建設業務についても土地改良や水路整備など農業関連のものに限定しています。

有限会社平田観光農園は、広島県三次市で落葉果樹を中心としたフルーツ観光農業を行う農業法人(有限会社)です。1965年に観光りんご狩りを開始しており、名称に「観光農園」を冠した日本で最初の農園であると言われています。1985年に法人化(有限会社)しており、業務ごとにグループ会社(農産加工2社、レストラン・レクリエーション1社)を設立しています。

株式会社ヴィレッジホーム光末は、広島県神石郡神石高原町で水稲、露地野菜、和牛繁殖・肥育を行う農業法人(株式会社)です。集落法人(注1)(広島県の独自制度)をめざして2008年に農業経営に業態変更しました。もとは、家族が同名称で工務店事業を行っており、父の体調不良で現経営主が2002年にUターンしましたが、工務店事業が不況のため、経営主個人で行っていた農業に2008年から業態変更し、集落法人として営農を行っています。



表5 広島県内における調査対象5経営体の農業生産環境整備状況

名称	有限会社 有田園芸農場	農事組合法人 野津田農園	株式会社 恵	有限会社 平田観光農園	株式会社 ヴィレッジホーム 光末	
所在地	広島県東広島市・竹原市	広島県府中市	広島県世羅郡世羅町	広島県三次市	広島県神石郡神石高原町	
経営主	70歳・男性	70歳・男性	62歳・男性	59歳・男性	48歳・男性	
経営状況	経営耕地	3ha	20ha	90ha	15ha	46ha
	生産品目	ばれいしょ、花き、野菜苗、生鮮野菜	水稲、露地・ハウス野菜、肉用牛(繁殖)	大麦、WCS、キャベツ、スイートコーン他多品目野菜	りんご、ぶどう、もも、いちごなど	水稲、野菜、肉用牛(繁殖・肥育)
	従業員数(正規)	10名	3名	12名	12名(グループ28名)	7名
第2章関連	農地の確保	経営主自身が地権者と交渉した。	規模拡大のため、当初は親戚友人筋から借地。現在は耕作放棄防止目的。	経営主が法人化を希望していたこともあり、広島県が集落法人 ¹⁾ の設立推進を行っていた時期に声がかかったことを機に、2007年に農事組合法人設立。	1955年に森を開拓。木を抜根した。1984年に隣のブドウ園を買収。	2008年に集落法人 ¹⁾ として設立。利用権設定に合意した地権者の近隣の農地を賃貸借によって集積。
	機械・設備の確保	ハウス84棟は自力で建てた。荒廃した土地を探して造成した。機械は自己資金、設備は公庫(近代化資金)からの融資	稲作用機械は自費で購入。野菜用は市の補助でJA購入の機械をレンタル	購入。高額だとリース(ヤンマー系のリース会社)	自身の資金で購入。ハウスは近代化資金。JA三井リースを使用。	自費購入を基本的に高額な機械・設備は補助事業を活用(集落法人に位置づけられると補助事業を受けやすい)
	技術の習得	農業しながら先行事例の見学。研修は篤農家。苗の生育をしていた。	高校卒業後、苗木の専門業者で3年間研修を受ける。	親元就農(OJT)、同世代の農業仲間と情報交換、県の指導所	先進の篤農家。モモは三原市大和町、リンゴは長野、イチゴは熊本から。	自身で勉強。県の指導所(東部指導所)、JA宮農指導員(JA福山市、全農ひろしま)
	作物の選定理由	研修を活かして野菜苗を始める。周年雇用のため、1980年代半ばに花壇苗や鉢物、葉ボタンなどを導入。	就農当初は研修先と相談しつつ自身が選定。現在はJAと相談。	労働力の分散を基本に社員で協議しながら選定。	父が長野県農業試験場で落葉果樹の専門。イチゴは周年雇用のため、施設栽培と組み合わせた形。	肉牛の繁殖・肥育経営を基本に耕種品目は作業性と収益性を考慮。肉用牛については、2009年の集落法人設立時の補助事業採択要件扱。

注:ヒアリング調査に基づき筆者作成

(2) 調査対象5経営体の農業生産環境整備状況

表5をもとに、5経営体の農業生産環境整備についてみてみましょう。農地の確保ですが、いずれの経営体も家族経営発展型農業法人(注2)です。また、いずれの経営体も大規模化などに伴って法人化した当初に比べ、近年は周辺地域の農地所有者から農地利用を依頼されるケースが多いといえます。そして、いずれの経営体も広島県によって集落法人に位置づけられていることから、農地利用の継続が困難になった周辺農地所有者は、安心してこれらの経営体に農地利用を託すことができるといえます。

機械・施設の確保ですが、いずれの経営体も比較的規模が大きく、かつ集落法人の認定を受けるなど地域農業の担い手として位置づけられていることから、公的資金の導入やJAからの支援、日本政策金融公庫の融資などを受けることが可能となっています。

農業技術の習得ですが、いずれの経営体も経営主が経験豊富であるだけでなく、就農以降継続して農業技術の向上のみならず経営革新にも熱心に取り組んできました。このようなこともあり、彼らは多方面において関係性を構築しており、これらの関係性の下で現在においても農業技術革新や経営の高度化を進めています。また、このような高度な農業技術・経営ノウハウを持つことから、いずれの経営体の経営主も指導農業士として活動しており、広島県内において新規就農者の育成や農業技術の普及活動に積極的に携わっています。

作物の選定については、家族経営時代に培った品目を基本としつつ、雇用労働を前提として周年生産をめざしたものとなっています。また、経営の多角化によって農閑期の就業機会も生み出すことや、従業員の技術向上や経営能力向上を目的とした研修機会を設けるなどの取組もみられます。このように、いずれの経営体においても、雇用者の就業意欲を向上させつつ、将来における地域農業の担い手として「育てる」という意識を持った人的資源管理がなされています。



本章のまとめ

本章では、条件不利である中山間地域において農業の担い手を確保するにあたって、新規農業参入に対して障壁となっている農業生産のための環境整備について、マトリクスに対する分析やヒアリング調査結果に基づき検討してきました。前半部分で指摘したように、東日本では、低地代化に伴って農業の担い手確保が困難な状況が進む中で、中間農業地域においては比較的確保されている点、西日本では、山間農業地域において条件不利性が高いにも拘らず、農業の担い手が比較的確保されている点を指摘しました。これらの要因分析については今後の課題としたいですが、このようななかで、次に行ったマトリクス分析において、①農地の確保では「地縁」によるものが多くみられたこと、②設備・機械の確保は「購入」が基本であったこと、③技術習得では親元就農における「家族」からの技術継承を基本としつつも、参入者の「研修」や「農業大学校・農業高校」など研修機関による技術指導が重要な存在となっていたこと、などが明らかとなりました。

しかしながら冒頭でも指摘したように、近年は雇用就農者および新規参入者が増加傾向にあります。このようななか、これらの新規就農者層が持続的な農業経営を実現するためには、大きな参入障壁である農業生産のための環境整備は重要です。これについては、広島県のケーススタディで取り上げた企業型農業経営体5法人の取組にみられるように、まずは法人経営に雇用されることで生産手段にかかる個人の初期投資というハードルを低くし、これら経営体が培ってきた農業技術や経営ノウハウについて、若い農業者に継承させることを前提とした人的資源管理を行うことが重要であると指摘できます。このように、地域における中核的な農業経営体においては、地域農業の持続性向上に寄与する重要な役割を担うという観点から、農業経営を行うにあたって従業員をただ単に雇用するという考えではなく、将来的に優秀な地域農業の担い手を生み出すという意識をもち、それを前提とした人的資源管理の取組が肝要であるといえます。

注 1) 広島県の集落法人制度は、山本ら(2010)によると「集落内の農地集積による地域農業の存続を目的に推進していることから、市町村長から農業経営改善計画の認定を受けた農業経営基盤強化促進法における特定法人であることが、集落法人としての認定条件となっている」としています。なお、本稿で取り上げた5経営体はすべて、広島県によって集落法人として認定されています。

2) 細野(2015)は、もともと家族農業経営の形態をとっていた農家が、農業経営の大規模化、生産品目の複合化や経営の多角化に伴って法人格の取得を選択したものを「家族経営発展型農業法人」と位置づけています。

参考文献

細野賢治(2015)「縮小再編段階のわが国農業における農業法人の可能性—家族経営中心から経営の多様化へ—」『経営教育研究』18(2):19-30。
磯辺俊彦(1984)「日本農業の地帯構成と地域農業の再構成」『日本農業の構造と展開方向』農林統計協会:395-457。
山本公平・田渡雅敏・西山敦士(2010)「社会的企業としての集落法人の経営と展望—広島県の集落法人アンケート調査結果から—」『農業問題研究』:46(2):201-206。

第3章 複合経営の実態

はじめに

第1項 複合経営とは何か？

本レポートでは、2つ以上の作目、または部門を組合せた農業経営を「複合経営」と定義します。具体的には、複数の作目を栽培する農業経営（1次産業）、農産物の生産だけではなく、生産物の加工（2次産業）や販売、生産・加工過程の体験、農作業に関連する労働力を商品とするサービス事業（3次産業）にも取り組む農業経営、また、農業とは関連のない産業分野（以下、農外事業）にも取り組む農業経営を指します。



第2項 複合化は多角化と何が違うか

多角化という言葉聞いたことがあると思います。多角化は既存の分野のほかに、新たな分野（本書では農外事業）に進出し、新たな製品・サービスを開発したり、新たな市場を開拓したりすることです。複合化と似た概念ですが、両者の違いは次のとおりです。

複合化と多角化の違いを説明すると、津谷（2001）の論文では、「アメリカの農業経営学者エファーンソンが、『複合経営とはmoderate diversificationを行う経営』と定義したときのmoderateの内実は、大部分、技術（生産）過程におけるシナジー効果、未利用資源の活用といった『範囲の経済』に関するものである」と書かれています。つまり、2つ以上の部門を組合せることでシナジー効果を期待する経営は複合経営であり、新たな分野に進出することで完全に別の2つ以上の部門を組み合わせる経営は多角化経営となります。

ここで、農業経営の三要素から複合経営の具体的な例を説明します。農業経営の三要素とは、「土地、労働、資金」です。まず、土地に関して説明します。農業にとって土地（農地）は必要不可欠な生産要素で、簡単に面積を広げられません。もちろん、山を開拓したり、海を埋め立てたりすることもあります。膨大な費用を要します。さらに農産物の生産には農地の位置（緯度、標高、気候）や季節など、多様な要因に影響されます。限定された面積で農産物の生産から収入を最大とするためには、多様な条件の中で作目を変えながら農産物を生産することになります。

次は、労働に関して説明します。農業の季節性により、かつての稲作を中心としていた経営では、冬は農閑期となりました。その農閑期に生産した農産物を加工して販売するなどの複合経営が取り組まれていました。しかし、近年では農業と他の産業における所得の格差の存在や農地の利用最大化のためにも、一年を通して農業に従事することができるよう、季節別に栽培が可能な多様な作物を生産したり、生産した農産物を加工したり、農業に関連するサービスを提供したりなどの複合経営が取り組まれています。

最後に資金について説明します。農業における資金の用途は様々な例が挙げられますが、借地料、農機具費が代表的です。農地は、購入額の大きさや供給不足の問題により、所有者から借り入れる必要があります。農機具費は購入した大型農機（トラクター等）の減価償却費と修繕費、リース料金などがあり、年間に固定的な費用が掛かります。それらの費用に関して、土地の生産稼働率、農機の稼働率を上げることによって、生産単位当たりの固定費用の低減を実現することができます。例えば、借地における農産物を年間栽培すること、共通的に農機が使われる複数の作物を栽培すること、所有の農機を用いて他の農家へ農業関連作業を代行することが該当します。上記の三要素だけではなく、「技術力、ノウハウ、ブランド、信頼関係」（津谷2001）など無形の資源の活用も期待されます。

表1 複合経営の類型

	農業生産と農業関連事業の取組			農外事業
	複数作物生産	生産した農産物加工	農業関連サービス	
家族農業経営が取り組める事業	×	×	×	農外事業にも取り組んでいるか (○ or ×)
	○			
	×	○	○	
	○	×		
	×	○		
	○	○		
複合化・多角化のタイプ	○なら 水平的複合化	○なら 垂直的複合化		○なら 農外多角化

資料：調査結果より作成

第3項 対象事例の類型

本レポートでは、複合経営を類型し、類型の特徴を分析することを試みます。本レポートにおける複合経営の複合化のタイプは表1のとおりです。まず、複数の一次的な作物を生産する複合化を水平的複合化とします。次に、農家が生産した作物を二次的に加工し、一次産品を新しい商品として生まれ変わらせること、また、サービスを提供する事業に取り組む複合化もあります。このような複合化を垂直的複合化とします。

以上のように、農業経営のスタイルは千差万別ですが、本レポートでは、農外事業に取り組む多角化も分析の対象とし、農外事業にも取り組むケースを農外多角化とします。

次に、調査事例について説明します。本レポートにおける農業の複合経営体の調査対象の選定は、農林水産省の複合経営の定義「農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体」に基づいて、「農産物販売金額」だけでなく、事業全体における主位部門の販売金額が6割未満の経営体を調査しました。ただし、畜産農家においては主位部門の利益が6割未満の経営体を調査しました。

第3章では、対象とする調査事例数は102経営体とし、表1の類型に沿って分類すると、「水平的」複合経営は75事例、「垂直的」複合経営は65事例、「農外多角化」経営は10事例となりました。次節では、調査事例の特徴をタイプ別に分析します。



第1節 各複合経営事業の類型と事例紹介

第1項 水平的複合経営

今回調査した事例の中で水平的複合経営の事例は表2の通りです。

(1) 土地、農機利用のシナジー

二毛作という言葉聞いたことがあると思います。熱帯モンスーン気候の日本は稲を春夏に植え、収穫後の秋冬に小麦を植える二毛作が可能な国です。ここで、春夏に栽培する稲を表作、秋冬に栽培する小麦を裏作といいます(注1)。裏作を栽培することは、限定された土地を年中有効活用すること、つまり農地を最大に利用することで、農家の収入を上げることに繋がります。また、農地の利用だけではなく、トラクターなどの農機を複数回使うことにより、投資した土地と農機の有効活用、土地、農機利用のシナジーに繋がります。今回の調査からも上記の事例がみられました。

表2の中で、これらに該当する事例は、「米+野菜」の3(水稻、野菜(漬物用・お菓子用))、25(水稻、アスパラガス、スイートコーン、かぼちゃ、にんにく、スナップエンドウなど)、29(水稻、キャベツ、ミニトマト)、38(水稻、自給程度(たまねぎ、だいこんなど))、90(水稻、れんこんなど)、95(水稻、野菜)、「米+麦」の85(水稻、麦)、92(水稻、麦)、「米+麦+豆」の81(水稻、麦、大豆)、87(水稻、麦、大豆)、「米+豆+野菜」の91(水稻、黒大豆、野菜多品目)、「米+麦+工芸作物」の83(水稻、麦、ホップなど)、「米+麦+雑穀+豆」の17(小麦、水稻、そば、大豆)、「米+麦+豆+野菜」の44(水稻、小麦、大豆、少量多品種目野菜)、99(水稻、麦、大豆、たまねぎ)、「米+いも+野菜+工芸作物」の47(葉たばこ、水稻、いちご、かんしょ、にんにくなど)、「米+雑穀+野菜+林業」の23(水稻、そば、野菜、啓翁桜)、「米+いも+野菜+畜産(肉牛)」の30(水稻、穂別だるまいも、かぼちゃ、中玉トマト、スイカ、メロン、唐辛子、肉用牛(肥育)など)、「麦+野菜」の51(麦、きゅうり、ミニトマト、いんげん、その他多品目野菜(通年12~20品目))、「麦+野菜+その他」の63(大麦、WCS、キャベツ、スイートコーン他多品目野菜)、「麦+豆+いも+野菜+工芸作物」の46(てんさい、小麦、ばれいしょ、たまねぎ、小豆、ホップなど)、「豆+野菜」の98(大豆、露地野菜)となります。

一方で、輪作という言葉もあります。二毛作と類似する言葉ですが、同じ土地に異なる作物を規則的な周期で作付けする農法を意味します。同じ土地に同じ作物を栽培し続けると地力が低くなったり病気が発生したりして生産量が減ります(連作障害といいます)。しかし、別の作物を周期的に作付けすることで土の養分や微生物のバランスが戻り、生産量と品質の向上を期待することができます。事例54はかんしょの基腐病の予防を兼ねてたまねぎと輪作しています。また、事例5はにんにく、エゴマ、26はいんげんとほうれんそう、51はきゅうりといんげん、54はかぼちゃとにんじんを表作と裏作として栽培し、連作障害を防止しながら多様な作物の栽培に取り組んでいます。

表2 水平的複合経営の事例

事例番号	地域	複合経営の内訳	水平的複合経営作目組み合わせ
1	岩手県	ブルーベリー、狩猟	果実+狩猟
2	宮城県	野菜80品目	野菜+野菜
3	山形県	水稲、野菜(漬物用・お菓子用)	米+野菜
5	青森県	にんにく、エゴマ	野菜+工芸作物
7	福岡県	甘夏、オリーブ、びわ、養蜂	果実+畜産(蜂)
9	茨城県	水稲、奥久慈なす、肉用牛(繁殖)	米+野菜+畜産(肉牛)
10	京都府	ペピーリーフ、京北子宝いも	いも+野菜
11	和歌山県	柑橘7品目、うめ、ぶどう	果実+果実
12	北海道	そば、野菜50品目	雑穀+野菜
13	佐賀県	野菜60品目	野菜+野菜
14	三重県	野菜20品目	野菜+野菜
15	滋賀県	少量多品種野菜・ハーブ、原木しいたけ	野菜+林業
17	新潟県	小麦、水稲、そば、大豆	米+麦+雑穀+豆
18	静岡県	みかん5品種、養蜂	果実+畜産(蜂)
19	石川県	金沢ゆず、ヘタ紫なす、白ねぎ	野菜+果実
20	長崎県	茶、ゆず	果実+工芸作物
21	栃木県	野菜・ハーブ数十品目	野菜+野菜
23	富山県	水稲、そば、野菜、啓翁桜	米+雑穀+野菜+林業
25	福岡県	水稲、アスパラガス、スイートコーン、かぼちゃ、にんにく、スナップエンドウなど	米+野菜
26	福島県	なす、ピーマン、いんげん、ほうれんそうなど	野菜+野菜
27	広島県	水稲、野菜、肉用牛(繁殖・肥育)	米+野菜+畜産(肉牛)
28	熊本県	野菜50品目200品種	野菜+野菜
29	広島県	水稲、キャベツ、ミニトマト	米+野菜
30	北海道	水稲、穂別だるまいも、かぼちゃ、中玉トマト、スイカ、メロン、唐辛子、肉用牛(肥育)など	米+いも+野菜+畜産(肉牛)
31	福岡県	ペピーリーフ、にんじん、ばれいしょ、かんしょ、たまねぎ、しいたけなど	いも+野菜+林業
32	北海道	ばれいしょ、豆類、トマト、なす、ピーマンなど多品目	豆+いも+野菜
33	北海道	ぶどう2~3品種、アスパラガスなど	野菜+果実
35	北海道	ミニトマト、養鶏	野菜+畜産(鶏)
36	北海道	パプリカ、トマト、メロン、スナップエンドウ	野菜+野菜
37	徳島県	柑橘類(温州みかん、すだちなど)	果実+果実
38	香川県	水稲、自給程度(たまねぎ、だいこんなど)	米+野菜
40	愛媛県	ブルーベリー30品種、林業(スギ、ヒノキ)	果実+林業
41	高知県	キャベツ、にんじん、しょうがなど50~60品目、養鶏	野菜+畜産(鶏)
42	広島県	柑橘類5品目(みかん、レモン、甘夏、八朔など)、アボカド、オリーブ	果実+果実
43	鳥取県	ぶどう(赤7品種、白2品種、黒3品種)、泥付き白ねぎ、水稲、その他野菜	米+野菜+果実
44	岡山県	水稲、小麦、大豆、少量多品種目野菜	米+麦+豆+野菜
45	愛媛県	いちご7品種、シャインマスカット	野菜+果実
46	北海道	てんさい、小麦、ばれいしょ、たまねぎ、小豆、ホップなど	麦+豆+いも+野菜+工芸作物
47	熊本県	葉たばこ、水稲、いちご、かんしょ、にんにくなど	米+いも+野菜+工芸作物
48	滋賀県	ブルーベリー、かんしょ	いも+果実
51	福島県	麦、きゅうり、ミニトマト、いんげん、その他多品目野菜(通年12~20品目)	麦+野菜
52	宮城県	ぶどう、鉢花、多肉植物	果実+花き
53	鹿児島県	肉用牛(肥育)、かんしょ、サラダごぼう、にんじん、だいこん	いも+野菜+畜産(肉牛)
54	鹿児島県	ごぼう、にんじん、かんしょ、さといも、かぼちゃ、たまねぎ	いも+野菜
55	石川県	メロン、スイートコーン、レタス、軟弱野菜	野菜+野菜
57	岩手県	なす、ピーマン(パプリカ/ミニパプリカ)、カラフルだいこん、ばれいしょ、葉物類(レタス、ほうれんそう)	いも+野菜
59	広島県	ばれいしょ、花き、野菜苗、生鮮野菜	いも+野菜+花き+その他
60	広島県	りんご、ぶどう、もも、いちご、日本なし、さくらんぼ、くり、ブルーベリー、西洋なし、プラム、ブルー、いちじく、野菜類、かんしょなど	いも+野菜+果実
61	北海道	水稲(有機米、特別米)、ブルーベリー、アスパラガス、めん羊	米+野菜+果実+畜産(羊)
62	滋賀県	日本なし(幸水・豊水・新高など8品種)、肉用牛(肥育)	果実+畜産(肉牛)
63	広島県	大麦、WCS、キャベツ、スイートコーン他多品目野菜	米+麦+野菜+その他
73	広島県	アスパラガス、キャベツ	野菜+野菜
74	宮城県	水稲、アスパラガス、肉用牛(肥育)	米+野菜+畜産(肉牛)
75	北海道	水稲、ブルーベリーなど	米+果実
76	愛媛県	柑橘数品目	果実+果実
78	熊本県	ハーブ、野菜	野菜+野菜
80	宮崎県	いちご、ズッキーニなど	野菜+野菜
81	北海道	水稲、麦、大豆	米+麦+豆
82	岩手県	水稲、花き	米+花き
83	福島県	水稲、麦、ホップなど	米+麦+工芸作物
84	宮城県	トマト、にんじんなど	野菜+野菜
85	千葉県	水稲、麦	米+麦
86	長野県	野菜多品種	野菜+野菜
87	長野県	水稲、麦、大豆	米+麦+豆
89	愛知県	トマト、いちご	野菜+野菜
90	奈良県	水稲、れんこんなど	米+野菜
91	兵庫県	水稲、黒大豆、野菜多品目	米+豆+野菜
92	広島県	水稲、麦	米+麦
94	高知県	しょうが、柑橘数品目	野菜+果実
95	徳島県	水稲、野菜	米+野菜
97	福岡県	キウイフルーツ、たけのこ、みかんなど	野菜+果実
98	熊本県	大豆、露地野菜	豆+野菜
99	熊本県	水稲、麦、大豆、たまねぎ	米+麦+豆+野菜
100	宮崎県	露地野菜数品目	野菜+野菜
102	沖縄県	バナナ、かぼちゃなど	野菜+野菜

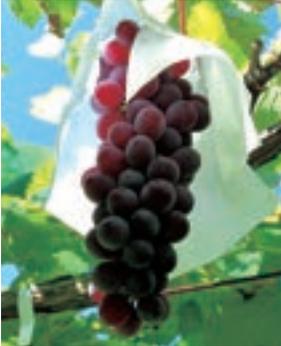


(2) 労働力の確保：営農の年間従事

日本の農業担い手不足の問題は、農業従事者数の減少に加えて、近年の円安により、外国人労働者が海外の就労先として日本を選択しない傾向が重なり、深刻な問題になっています。労働力の確保のため、雇用を伴う農業経営体では、作物の植え付け・収穫などの繁忙期のみの臨時雇用のほかに、通年雇用で労働力を確保する取組がみられます。事例54は「ごぼう、にんじん、かんしょ、さといも、かぼちゃ、たまねぎ」の栽培サイクルを決め、従業員が年間を通して仕事に従事できるよう、複合経営に取り組んでいます。



(3) ノウハウのシナジー：果樹+果樹

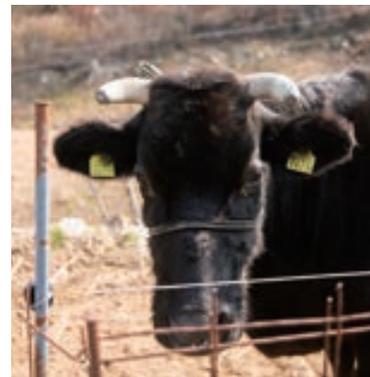


ここでは、果樹栽培のノウハウを生かした「果実+果実」の水平的複合経営の事例を紹介します。今回の調査には、果実を数品目栽培している事例が該当します。栽培品目をみると、事例7は「甘夏、オリーブ、びわ、養蜂」を、11は「柑橘7品目、うめ、ぶどう」を、37は「柑橘類(温州みかん、すだちなど)」を、42は「柑橘類5品目(みかん、レモン、甘夏、八朔など)、アボカド、オリーブ」を、60は「りんご、ぶどう、もも、いちご、日本なし、さくらんぼ、くり、ブルーベリー、西洋なし、プラム、プルーン、いちじく、野菜類、かんしょなど」、76は「柑橘数品目」を、97は「キウイフルーツ、たけのこ、みかんなど」を栽培しています。これらの事例は和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県に立地し、果樹栽培のノウハウを共有できる栽培品目を選択する傾向がみられます。

(4) 循環型農業：農業+畜産

表2から、畜産部門と農業部門における循環型農業の事例がみられました(9、27、30、53、62、74)。事例53、62は果実の生産に伴うたい肥を肉用牛から出た牛糞を活用しています。9、27、30、74は水稲生産(WCSの栽培)により作られる稲わらを肉用牛の餌として、もみ殻は牛舎の敷料として利用しています。また、肉用牛から出た牛糞ともみ殻で作る堆肥を田んぼに還元し、エネルギー(栄養)が牛舎(たい肥)から田んぼに、田んぼの稲わらやもみ殻は牛舎に移動するような循環が行われています。

畜産部門において濃厚飼料は必要不可欠ですが、事例53では、海外紛争や円安の影響によって濃厚飼料の価格が高騰しているため、稲発酵粗飼料(WCS)を栽培して給与し、かんしょ、サラダごぼう、にんじん、だいこんの農業部門の利益から、飼料費の増加分を賄っています。53でこのような取り組みが可能となった要因は、根菜類から複合経営を始め、その土台をもとに畜産部門に進出したことが挙げられます。事例7、18は果実と養蜂に取り組んでいます。従来は人力で受粉作業を行いますが、養蜂を取り入れることにより、蜂が柑橘の受粉を自然に行ってくれます。蜂は農薬に敏感であるため、農家は農薬を使えません。その分、生産量と品質のコントロールが難しく、柑橘の生産量減に伴って収入は若干減少しますが、蜂蜜の販売によってその分を補うことができます。これらの事例では、農薬という化学合成の外部資源を極力排除しつつ、蜂蜜と果樹の共生という自然的な循環を実現しており、生産物の蜂蜜と柑橘は、オーガニック市場で脚光を浴びています。



(5) リスク回避

表2では、労働力の共有以外のシナジー効果が期待できない(土地・機械・ノウハウなどの共有がない)複合化もみられます。しかし、多様な作目の生産に取り組み、年間を通して仕事に従事できるよう、また、天候・病害虫・災害などの生産リスクに対応した複合経営に取り組んでいます。「野菜+果実」の事例は、19(金沢ゆず、ヘタ紫なす、白ねぎ)、33(ぶどう2~3品種、アスパラガスなど)、94(しょうが、柑橘数品目)が挙げられます。

「米+果実」は75(水稲、ブルーベリーなど)が挙げられます。

「米+野菜+果実」は43(ぶどう(赤7品種、白2品種、黒3品種)、泥付き白ねぎ、水稲、その他野菜)が挙げられます。

「ほか作物+花き」として、「米+花き」は82(水稲、花き)、「いも+野菜+花き+その他」は59(ばれいしょ、花き、野菜苗、生鮮野菜)、「果実+花き」は52(ぶどう、鉢花、多肉植物)が挙げられます。

その他、農業と他の1次産業の事例として、「米+雑穀+野菜+林業」23(水稲、そば、野菜、啓翁桜)、「野菜+畜産(鶏)」35(ミニトマト、養鶏)、「果実+狩猟」1(ブルーベリー、狩猟)、「果実+林業」40(ブルーベリー30品種、林業(スギ、ヒノキ))が挙げられます。

施設園芸と施設園芸の事例は、36(パプリカ、トマト、メロン、スナップエンドウ)、80(いちご、ズッキーニなど)、89(トマト、いちご)が挙げられます。

施設園芸と露地栽培の事例は、15(少量多品種野菜・ハーブ、原木しいたけ)、55(メロン、スイートコーン、レタス、軟弱野菜)、73(アスパラガス、キャベツ)、84(トマト、にんじんなど)が挙げられます。

注1) 水稲の裏作としては麦、そば、大豆、キャベツ、ばれいしょ、さといも、だいこん、ブロッコリー、にんじん、えだまめ、たまねぎなどが挙げられます。



第2項 垂直的複合経営

今回調査した事例の中で垂直的複合経営の事例は表3の通りです。

(1) 農・林産加工事業

農・林産加工事業とは、農・林産物を加熱、乾燥、調味、搾汁、瓶・パック詰めなどにより、形態を変更させることを指します。従来、加工に使われる農産物は形がきれいではなかったり、虫食いがあったり、小さいあるいは非常に大きいなど、規格外農産物を有効活用するケースが一般的です。加工品の種類の多くは食品が大半を示しています。しかし、食品ではない加工品を生産する事例もみられます。事例7、19、78がその事例になります。洗剤(事例7)や化粧品(事例7、78)陶磁器の原料の釉薬(事例19)を、生産した農産物から加工しています。

また、注目したい取り組みは、1つの作目の農産物を生産して加工に繋げる、加工に特化した取組です。その取組の多くは、規格外ではなく、最初から加工目的で農産物を生産して自ら加工します。表3の中の事例では、4(だいこん→いぶりがっこ)、8(枝虫材→ボイラーの燃料や製材、板材、コースターや丸太椅子などのグッズを制作)、16(茶→ソフトクリーム)、77(ワサビ→ワサビ焼酎、ワサビの醤油漬)、79(ワイン醸造)、88(米→餅、ボン菓子製造)、93(ぶどう→アイスクャンディー製造)、96(柑橘類→マーマレード製造)、101(かんしょ→ゼラート製造)が該当します。原料を仕入れて加工するのではなく、原料の生産にまでこだわり、付加価値をつけるという差別化戦略に取り組んでいます。

一方で、農産物の生産だけをして、加工を委託(アウトソーシング)するケースもみられます。表3の中では黄色の網掛けで示しております。加工委託の事例は、1(ブルーベリー→ジュース、ジャム)、5(エゴマ→エゴマ油)、7(甘夏、オリーブ→洗剤、化粧品)、24(米→本みりん、純米酢、お酒)が該当します。加工を委託する取組を農工商等連携事業といい、農林水産省は、「中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品又は新役務の開発等を行うこと」と定義しています。このような農工商連携のメリットは、生産者が高額の加工・保管施設を整備する必要がなく、また、加工機械の操作を修得する必要もありません。一方で、受託側の加工業者は機械の稼働率を上げることができます。農業者と工業者また加工品を売る商業者が連帯することでWin-Winの関係が期待できる取り組みです。



表3 垂直的複合経営の事例

事例番号	地域	(1)農・林産加工事業	(2)農業関連サービス
1	岩手県	委託製造:ジュース、ジャム	
3	山形県	トマトのキムチ、おみ漬け	
4	秋田県	いぶりがっこ	宿泊
5	青森県	委託製造:エゴマ油	
7	福岡県	委託製造:洗剤、化粧品 自社製造:茶、菓子	農家レストラン(茶・菓子を提供)、有機栽培講演、営農コンサルタント
8	愛知県	枝虫材はボイラーの燃料や製材、板材、コースターや丸太椅子などのグッズを制作	観光農園(小中学生の森林環境教育や森林体験)
9	茨城県		農家レストラン(自社米粉のスイーツ)
10	京都府		観光農園(料理教室:漬物・キムチづくりワークショップ)
11	和歌山県	柑橘類ジュース	
12	北海道	十割そば、そば粉、小豆茶	農家民泊(WWOOF JAPAN)
15	滋賀県		観光農園(さつまいも掘り)
16	鹿児島	ソフトクリーム	
17	新潟県	製粉	
19	石川県	釉薬、ピール煮、ゆずスイーツ	観光農園(ゆず絞り体験や足湯)、 農家レストランで自社製造の製品販売(ピール煮、ゆずスイーツ)
20	長崎県	紅茶加工、ゆず加工	農家民泊
21	栃木県		観光農園(料理教室:自社栽培の数十品目の野菜やハーブ利用)
22	奈良県		観光農園(トマト狩り、コールドプレスジュースづくり体験)
24	福井県	委託製造:本みりん、純米酢、お酒	
25	福岡県		観光農園(いちご狩り)
27	広島県		作業受託(たい肥製造、飼料用稲わら収集)
29	広島県		農業体験(稲刈り、ミニトマト狩り)
31	福岡県	サラダ きゅうりの漬物、ゆず胡椒	農家レストラン(自社栽培の農産物を利用した料理提供)
32	北海道	農作物加工(納豆、味噌、きなこ)	
33	北海道	ワイン醸造	
35	北海道	ジュース、ドライトマト	農家民泊(WWOOF JAPAN)
37	徳島県	みかんティー、みかんBHIPS	農家民泊
39	群馬県	ハーブティー、ハーブティーバック	観光農園(芋ほり)、 農家レストラン(自家製造のハーブティー、ハーブティーバックを提供)
40	愛媛県	ジュース、ジャム	
41	高知県		農家民泊(WWOOF JAPAN)
42	広島県	りんごとレモンサイダー、レモンマーマレード、 レモンマヨネーズ	
43	鳥取県	乾燥ねぎ、干しぶどう	
44	岡山県	蒜山あられ、オリーブオイル、味噌、もなかの皮、餅	農家レストラン (自社製造の蒜山あられ、オリーブオイル、味噌、もなかの皮、餅を提供)
45	愛媛県	カフェメニューのパフェ、レーズンサンド、 ドライレーズン	農家レストラン(自社製造のカフェメニューの食材、ドライレーズンを提供)、 観光農園(いちご、ぶどう狩り)
46	北海道	肉まん、ばれいしょ焼酎ケーキ	農家民泊、 農家レストラン(自家製造の肉まん、ばれいしょ焼酎ケーキを提供)
47	熊本県	棒餃子(試作販売のみ)	
48	滋賀県	ブルーベリージュース、ジャム	観光農園(ブルーベリー狩り、さつまいも掘り)、 農家レストラン(自家製造のブルーベリージュース、ジャムを提供)
51	福島県	発泡酒製造	
52	広島県	惣菜、弁当	
55	石川県	メロン加工(パフェ、ジュース、カットメロン)	
59	広島県	コロッケ、ばれいしょラーメン	
60	広島県	ドライフルーツ、ジャム、ジュース	観光農園(果物狩り、アウトドアカフェ)
62	滋賀県	シャーベット	農家レストラン(自社製造のなしの加工品をメニューとして提供)
63	広島県		作業受託(WCS収穫)
65	富山県		観光農園(りんご狩り)
75	北海道		観光農園(ブルーベリー狩り)
77	岩手県	ワサビ焼酎、ワサビの醤油漬け	農業サービス(園地管理、薬剤散布)
78	熊本県	化粧品製造	農家レストラン(自社製造のハーブティー)
79	大分県	ワイン醸造	
80	宮崎県		観光農園(いちご狩り)
81	北海道	木材加工	
83	福島県	ビール製造	
85	千葉県	パン加工	
88	福井県	餅、ボン菓子製造	
90	奈良県	米粉麺、アイス製造	
91	兵庫県	スイーツ製造	農家民泊
92	広島県	ビール製造	
93	山口県	アイスクャンディー製造	
94	高知県	シロップ加工	
95	徳島県	パン製造	
96	愛媛県	マーマレード製造	
97	福岡県	農産物加工	農家民泊
98	熊本県	味噌製造	農家レストラン(自社製造の味噌を用いたメニューを提供)
99	熊本県	味噌製造	
100	宮崎県		農家レストラン(自家栽培の野菜サラダをメニューとして提供)
101	鹿児島県	ジェラート製造	

資料:調査結果より作成

注1:黄色の網掛けは加工委託 注2:緑色の網掛けはグリーンツーリズム以外の農業関連サービス

(2) 農業関連サービス

① グリーンツーリズムの実践

ここで、農業に関連するサービスの1つの概念であるグリーンツーリズムを説明したいと思います。グリーンツーリズムとは、都会に居住する人が農場や農村で休暇・余暇を過ごすことを指します。グリーンツーリズムのタイプはおおむね次の5つ、①直接販売、②貸農園、体験農園、③観光農園、④農家民泊、⑤農家レストランがあります。



①直接販売は、農家が生産物を消費者に直接販売することです。例えば、農産物直売所への販売や、ネット販売、配達販売などがあります。近年、農産物直売所とネットの普及により、農家は様々な流通チャネルを持てるようになりました。

②貸農園、体験農園は、事業主である農家が、農地の一部を都市住民に貸し出し、農業生産を体験してもらう取り組みです。種や苗、肥料、農機具などを農家が提供し、農家のサポートの下で、消費者が自ら播種・定植から収穫までを行うことができ、スローライフへの関心の高まりなどを背景に、需要が高まっています。ただし、今回の調査事例に該当する経営はありませんでした。

③観光農園は、事業主の農場の中で一時的に収穫体験などの観光サービスを顧客に提供する取り組みです。例えば、田植え、稲刈り、収穫体験、料理教室などが挙げられます。表3の中では、事例8(森林環境教育、森林体験)、10(漬物、キムチづくりのワークショップ)、15(さつまいも掘り)、19(ゆず絞り、ゆず足湯)、21(自社栽培の数十品目の野菜やハーブを用いた料理教室)、22(トマト狩り、ジュースづくり)、25(いちご狩り)、29(稲刈り、ミニトマト狩り)、39(芋ほり)、45(いちご・ぶどう狩り)、48(ブルーベリー狩り、さつまいも掘り)、60(果物狩り)、65(りんご狩り)、75(ブルーベリー狩り)、80(いちご狩り)、が該当します。

④農家民泊は、農村地域に都市住民が滞在し、その地域の自然、文化、農村生活を体験する宿泊型の農村体験サービスです。日本では、1950年代から1970年代の高度経済成長期に、農村から都市への人口移動が続きました。それから約50年が経過した現在、農村でも農業に従事する世帯が減少し、正月やお盆に両親の故郷に里帰りしても、農村生活にふれる機会が減少しています。しかし、日本の農村には山や河川などの自然資源と古民家や棚田などの地域資源が豊富に残されています。これらを有効に活用しながら、農村ならではの情趣が存分に味わえる農家民泊に注目が集まっています。表3の中では、事例4、12、20、35、37、41、46、91、97が該当します。また、事例12、35、41はWWOOF Japanのホストとなっています。WWOOFとはWorld Wide Opportunities on Organic Farmsの頭文字であり、農家がホストとなり、宿泊に関して金銭的な取引はなく、世界各国のWWOOFの会員に持続可能な農法や農村生活の体験を提供・発信する取り組みです。

⑤農家レストランは、農林水産省の定義によると、「農業を営む者が、「食品衛生法」に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業」です。表3の中では、事例7(茶・菓子を提供するレストラン)、9(生産した米から作ったスイーツを提供するレストラン)、19(レストランで自家製造のピール煮、ゆずスイーツを提供)、31(レストランで自社栽培の農産物を利用した料理提供)、39(生産した自家製造のハーブティーを提供するレストラン)、44(生産した豆類と野菜類から作った蒜山あられ、味噌、もなかの皮、餅を提供するレストラン)、45(いちご、シャインマスカットをカフェメニューの食材として、またドライレーズンを提供)、46(生産した小麦、ばれいしょ、たまねぎなどを用いた肉まん、ばれいしょ焼酎ケーキを提供するレストラン)、48(生産したブルーベリージャムとジュースを提供するレストラン)、62(生産した梨を材料と用いた加工品をメニューとして提供)、78(自社製造のハーブティー)、98(自社製造の味噌を用いたメニューを提供)、100(自家栽培の野菜サラダ提供)が該当します。

② 農作業関連サービス：農業関連ノウハウ、技術、労働力など(緑色の網掛け)

グリーンツーリズムは非農家に対する農業関連サービスです。しかし、農家を対象とする農業関連サービスもみられます。表3の中で、事例7は有機栽培に関する知識を他の農家に教える教育サービス(有機栽培講演)の他、新規就農者に対して営農コンサルタント事業を、27は受託作業として、たい肥製造、飼料用稲わら収集を、63は受託作業として、WCS収穫を、77は園地管理、薬剤散布を行っています。



第3項 農外多角化

今回調査した事例の中で水平的複合経営の事例は表4の通りです。

事例からはおおむね、地域に関連する仕事、その外の仕事に従事するケースがみられました。まず、地域に関連する仕事を説明します。農村地域は、農業以外に従事する仕事の選択肢が限られるという制約があります。その中で今回の事例から共通的にみられる事業は、地域関連の事業です。事例39は移住定住サポーターを、41はカツオ加工廃棄物を使った堆肥の開発、観光対策などの業務を、57は移住支援・関係人口創出、地域おこし協力隊での業務、企業コンサル、地域関係行政事業を、58は地域関係業務で、高校魅力化コーディネーター、留学生制度支援、空き家改装を、行っています。

次に、地域関連以外の事業としては、経営主の前職や趣味を生かした事業がみられます。事例1はドッグトレーナー指導、14は料理関連書籍の小冊子の発刊、21はカフェ系のケータリング、29は加工場を設置し、農業生産の収穫物を加工することに固執せず、弁当やコーラ、レモネードなどを製造することを、37は古書店の経営、38はカレーの製造販売を行っています。

表4 農外多角化の事例

事例番号	地域	農外事業
1	岩手県	ドッグトレーナー指導者
14	三重県	小冊子の発刊(料理関連書籍)
21	栃木県	カフェ系のケータリング
29	広島県	弁当製造、コーラ、レモネード
37	徳島県	古書店経営
38	香川県	カレー製造販売
39	群馬県	移住定住サポーター
41	高知県	カツオを使った堆肥の開発、地域関係業務(観光対策)
57	岩手県	移住支援・関係人口創出、地域おこし協力隊での業務、企業コンサル、地域関係行政事業
58	島根県	地域関係業務(高校魅力化コーディネーター、留学生制度支援員)、ゲストハウス(空き家改装)

資料：調査結果より作成

本章のまとめ

以上、本章では日本全国の中山間地域での複合経営の実践事例を複合化・多角化のタイプの視点から整理しました。農業を営む経営体が複数の事業を行う場合、複数作目の栽培を行うパターン、1次産業に加え、2次産業・3次産業を組み合わせるパターン、さらに農業以外の部門を組み合わせた多角化を実践するパターンなど、実に多様性に富んでいました。サンプリング調査の制約はありますが、本章の結果から、「これら個々のパターンは、複合経営において特殊なケースではない」ということはできるでしょう。

では、なぜ複合経営のパターンに多様性が存在するのでしょうか。この疑問は、複合経営に取り組む理由に焦点を当てることで説明することができます。

複合経営に取り組む理由として第1に挙げられるのは、農業者の主体性の発揮でしょう。つまり、「この農作物の生産に、この事業(農家レストランやジャム加工など)に取り組んでみたい」という農業者自身の希望がトリガーとなります。これは就農自体の動機ともなりえますし、このような主体性の発揮は(経営の責任者となるためリスクも伴いますが)農業に限らず、自営業全般の大きな魅力といえます。ただし、人間の生存に不可欠である食料を生産し、かつ、農作物生産過程で生じる水源の涵養や美しい風景の創造といった多面的な機能を生み出す農業は、国民にとって必要不可欠ですので、他産業に対して比較的手厚い支援を受けることができます(ただし、これらの支援へのアクセスに関する課題については、別途検討する必要があります)。

複合経営に取り組む第2の理由は、農業という産業自体が求める特殊性、すなわち土地(農地)が他産業と比較して大きな役割を果たし、その機能の再生産まで射程に入れて取り組まないとならないことが挙げられます。これは自然の摂理であるため、農業者は避けることができません。栽培作目の特性と地域の特性(日照、気温、台風の頻度、市場条件など)という制約された選択肢の中から具体的な作物や事業を選ぶ必要があります。

複合経営に取り組む第3の理由は、生活を送るための貨幣獲得という現代社会の要請があります。近代社会は分業社会であり、衣食住全てが他者の助けなしには成立しません。そして、これらはほぼ必ず貨幣を媒介し、やり取りされるため、生活を送るには貨幣を得るための経営が求められます。この際に、家族の生活費の充足を最低ラインとして、老後への備えを意識するか、農業経営を1つの投資と捉え、資本の拡大再生産を目指すかは人それぞれですが、より多くの収入を安定的に獲得するために複合経営が選択されるケースが多いといえます。

以上をまとめると、農業者自身の主体性・農業という産業の特性・現代社会の要請が複雑に絡み合い、その結果として多彩な複合経営が全国各地で展開しているといえるでしょう。

参考文献 Porter, M. E. (1985). *Competitive Advantage*. New York: Free Press.
津谷好人(2001)「農業経営の戦略的多角化の役割と意義－複合化論から多角化論へ－」『農業経営研究』38(4):24-33.

はじめに

本章では、中山間地域における農業経営について、第1章で述べた就農前・就農直後の経済性と関係性構築期(就農1.0)・複合経営構築期(就農2.0)の農業経営の各フェーズで利用されている支援について、全国の事例調査から明らかになったものを紹介します。その中で、新規就農者が就農時における支えやその後の農業経営においてどのような支援を受けられるかという支援の実態を明らかにします。

本章では、支援組織を公的組織、民間組織の2つに分類し、各組織の支援内容に加えて、公的組織と民間組織が連携した共同組織による支援についても、事例分析を行います。そこで、第1節では国、地方自治体・JAをはじめとした公的組織による支援について紹介します。また、第2節では農業者・取引先等に関する支援について紹介します。そして、第3節では公的組織と民間組織が連携した共同組織による支援にも触れます。最後に、分析結果を踏まえて、新規就農者が中山間地域において営農をする際に、各フェーズにおいて役立つ資料として提供します。



第1節 公的機関、JAによる支援

第1項 国による支援

第1項では、国による支援について事例を基に紹介します。国による支援としては、主に農林水産省による経営発展支援事業、農業次世代人材投資資金、青年等就農資金の交付、経済産業省によるものづくり補助金の交付などがあります。また、農業次世代人材投資資金には、新規就農前の研修期間を補助する就農準備資金、新規就農後に経営が安定するまで補助する経営開始資金の2種類があります。しかし、経営発展支援事業、農業次世代人材投資資金、青年等就農資金については、補助金を受ける際、青年等就農計画認定制度に基づく認定が必要になります。

表1では国による支援を受けた事例が挙げており、全73事例中、17事例で支援を受けたという報告があります。本項では、複数の補助金を利用した事例15と事例52、補助金を受けるまでに少々苦勞した事例22の3事例への支援実態について紹介します。

表1 国による支援を受けた経営事例

事例番号	地域	主な生産物	複合経営内容	支援内容
2	宮城県仙台市	野菜80品目：1.4ha	直販	準備型/無利子融資
3	山形県白鷹町	水稻、野菜(漬物用・お菓子用)：3.6ha	菓子・漬物の加工及び販売	準備型
5	青森県田子町	にんにく、エゴマ：11ha	直販	経営開始型
8	愛知県新城市	枝虫材、ゆず、茶：30a	小中学生の森林環境教育	林野庁の研修
10	京都府京都市	ベビーリーフ・京北子宝いも：50a	直販、イベント出店	準備型/経営開始型
13	佐賀県唐津市	野菜60品目：90a	宅配サービスによる直販	青年就農支援金
15	滋賀県高島市	少量多品種野菜・ハーブ、原木しいたけ：8ha	農業体験施設	準備型/青年等就農資金
22	奈良県曽爾村	トマト48品種：22a	観光農園	新規就農支援金
26	福島県二本松市	なす、ピーマン、いんげん、ほうれんそうなど：60a	新規就農者イベント	経営開始型
28	熊本県南阿蘇村	野菜50品目200品種：2ha	個人宅配	準備型/事業再構築補助金
29	広島県世羅町	水稻、キャベツ、ミニトマト：2.25ha	加工	インキュベーション事業
32	北海道蘭越町	ばれいしょ、豆類、トマト、なす、ピーマンなど多品目：30a	菓子・調味料の加工、販売	経営開始型
37	徳島県勝浦町	柑橘類(温州みかん、すだちなど)：3ha	加工、農家民泊、古書店	経営開始型
43	鳥取県智頭町	ぶどう(赤7品種、白2品種、黒3品種)、泥付き白ねぎ、水稻、その他野菜：1.45ha	加工、販売	経営開始型
44	岡山県真庭市	水稻、小麦、大豆、少量多品種目野菜：7ha	加工、レストラン	経営開始型
52	宮城県加美町	ぶどう、鉢花、多肉植物：28a	イベント出店	経営発展支援事業
55	石川県能美町	メロン、スイートコーン、レタス、軟弱野菜：61.3a	加工、販売	農業改良資金

資料：ヒアリング調査結果より作成



事例15は、滋賀県高島市マキノ町に位置する複合経営です。主な生産物は少量多品種野菜・ハーブ、原木しいたけであり、使用済みのしいたけの原木を自社で堆肥化し、野菜の栽培をする循環型農業を取り入れている農家です。生産者であるM氏は、就農以前アパレル業に携わっていましたが、景気によって売上が左右されるため、頭を悩ませていました。そのような状況下で、「人間の衣食住、特に食に関わる仕事はより未来があるのではないか。それなら自分で一から作ることができる農業がいい」と思い立ち、2014年に一念発起して脱サラし、就農することを決意しました。

しかし、農地を貸してくれる人はおらず、耕作放棄地を見つけ声をかけて最初の農地をなんとか確保しました。そして、半年間土地を開墾し石拾いに打ち込む姿を見て近所の農家が放棄地の管理を任せてくれるようになりました。主な販路は直売所、飲食店、ふるさと納税であり、直売所に併設している体験施設を運営しており、農業体験やキッチンスタジオでの料理体験を提供しています。

支援については、青年等就農計画認定制度に基づく認定を受けており、農業次世代人材投資資金、青年等就農資金を受けています。さらに、家族経営協定を締結したことで、特例として通常交付される農業次世代人材投資資金の1.5倍の支援を受けています。

事例52は、宮城県加美郡加美町に位置する複合経営です。主な生産物はブドウ・多肉植物・鉢花であり、実家で元々ブドウを栽培していたことから、一度町が所有していた実家の土地、ブドウの木を一式借り入れて新規就農しました。生産者のM氏は、ファーストキャリアは農業とは全く関係のないシステムエンジニア職でした。その後、JICA青年海外協力隊としてウガンダへの派遣、宮城県での東日本大震災復興支援事業への従事などを経て、実家の農業の手伝いを契機に就農することとなりました。

当初はノウハウもなかったため、ブドウ栽培については農業普及員からの紹介により、同地域の農家にて3か月に渡り研修を受けました。また、多肉植物については、動画配信サイトなどを活用した独学、イベント出店時の出店者同士の意見交換から技術を習得しました。主な販路は道の駅、直接販売、イベント販売、ホームセンターです。

支援については、農業次世代人材投資資金のうち経営開始資金、経営発展支援事業の2つの支援を受けています。経営発展支援事業とは、都道府県が青年等就農計画認定者に対して機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援する制度です。そして都道府県からの支援も受けられるので、実質都道府県の支援を3倍受けられることになります。

事例22は、奈良県曽爾村に位置するトマト農家です。研修期間から現在に至るまで約100種類のトマトを栽培した経験があり、現在では48種類のトマトを農薬、化学肥料を一切使用せず栽培しています。生産者のB氏は、就農以前ワーキングホリデーでオーストラリアに渡航していました。そして、現地でバナナやマンゴーの栽培を経験し、農業に関心を寄せたことがきっかけで新規就農を決意しました。

その後、地域おこし協力隊の移住支援制度を利用して曽爾村に移住し、トマト農家のもとの3年間の研修を経てトマト農家として新規就農をしました。

支援については、新規就農支援金を申請するために青年等就農計画認定制度による認定が必要であったため、初めに提出した計画書では許可が下りず、再度提出することになりました。そして、普及センターの職員から、農業生産以外の事業も計画に入れることを勧められ、現在も運営している観光農園を計画に入れて再度計画書を提出し、支援金を受給しています。



第2項 地方自治体による支援

第2項では地方自治体による支援について紹介します。表2では地方自治体による支援を受けた事例を挙げており、全事例中7事例で支援を受けたという報告があります。地方自治体では、国による支援同様に多くは補助金の交付が見られますが、資金以外での支援も見られます。本項では資金以外の支援も含む事例43と事例60を紹介します。



事例43は、鳥取県智頭町に位置する複合経営です。主な生産物はぶどう(赤7品種、白2品種、黒3品種)、泥付き白ねぎ、水稲、その他野菜であり、農薬、肥料を使用しない自然農法に取り組む農家です。生産者のF氏は、大学時代から農学部でぶどうの栽培などを学び、卒業後はワイナリーに就職しました。そして、退職後自ら商売をしたいという気持ちからぶどう栽培に適した智頭町に移住して新規就農しました。

支援に関しては、国からの支援である農業次世代人材投資資金の交付のほか、鳥取市が運営するインターネットショッピングモールであるとっとり市を販売先として提供する販売支援を受けています。

事例60は、広島県三次市上田町に位置する複合経営です。主な生産物は、りんご、ぶどう、もも、いちご、日本なし、さくらんぼ、くり、ブルーベリー、西洋なし、プラム、ブルー、いちじく、野菜類、かんしょなどであり、施設栽培を組み合わせて農閑期を作らないように品目を構成しています。生産者のH氏は、就農前は会計事務所に勤務しており、父の農場の拡大、6次産業化をきっかけに新規就農しました。

支援に関しては、平成2年に農林水産省が実施した農業構造改善事業により低利融資を受けた他、広島県から農業経営者サポート事業により、販路開拓、生産技術、雇用に関する支援を受けています。農業経営者サポート事業とは、経営に関して各専門分野の専門家の派遣、相談会の開催により農業者が直面する課題解決を支援する取組です。

表2 地方自治体による支援を受けた経営事例

事例番号	地域	主な生産物	複合経営内容	支援内容
10	京都府京都市	ベビーリーフ、京北子宝いも：50a	イベント出店	京都府の就農給付金制度
41	高知県中土佐町	キャベツ、にんじん、しょうがなど50～60品目、養鶏：1ha	直販、養鶏、たい肥作り	町づくり課の補助金制度
43	鳥取県智頭町	ぶどう(赤7品種、白2品種、黒3品種)、泥付き白ねぎ、水稲、その他野菜：1.45ha	加工、販売	市が運営するECサイトでの販売
45	愛媛県西条市	いちご7品種、シャインマスカット：50a	加工、カフェ、農福連携、観光農園	コロナ補助金/県の補助事業
46	北海道清里町	てんさい、小麦、ばれいしょ、たまねぎ、小豆、ホップなど：33ha	加工、直販、カフェ	町の補助事業
60	広島県三次市	りんご、ぶどう、もも、いちご、日本なし、さくらんぼ、くり、ブルーベリー、西洋なし、プラム、ブルー、いちじく、野菜類、かんしょなど：15ha	加工、観光農園、カフェ	県の農業経営者サポート事業
61	北海道せたな町	水稲(有機米、特別米)、ブルーベリー、アスパラガス、めん羊：6.3ha	観光農園	産業後継者奨励金/道の無利子融資

資料：ヒアリング調査結果より作成

第3項 JAによる支援 公的機関・民間組織の共同組織による支援

第3項ではJAによる支援について紹介します。表3ではJAによる支援を受けた事例を挙げており、全事例中5事例で支援を受けたという報告があります。支援内容としては主にJAの営農指導員による技術指導ですが、資金面での支援も見られます。

徳島県でみかんを栽培する事例37、石川県で野菜、米を栽培する事例56はJAの営農指導員による講座、研修が行われており栽培の指導を受けています。また、第1項で紹介した事例52についても、JAの顧問アドバイザー支援により専門家による生産支援等を受けています。



石川県でメロン、スイートコーン、レタス、軟弱野菜を生産する事例55では、JAが農業改良資金の利子を負担する利子補給による資金面での支援を行っています。

また、第2項で紹介した事例60については、JAが運営する直売所である「きん菜館」で生産者名を表示した商品を販売しており、消費者と生産者の交流として生産者部会イベントや旬の野菜料理試食会などを通じて消費者に認知してもらう場を提供しています。

表3 JAによる支援を受けた経営事例

事例番号	地域	主な生産物	複合経営内容	支援内容
37	徳島県勝浦町	柑橘類(温州みかん、すだちなど)：3ha	加工、農家民泊、古書店	JA指導員による研修、勉強会
52	宮城県加美町	ぶどう、鉢花、多肉植物：28a	イベント出店	顧問アドバイザー支援
55	石川県能美町	メロン、スイートコーン、レタス、軟弱野菜：61.3a	加工、販売	農業改良資金の利子補給
56	石川県金沢市	水稲、なす、ねぎ、うめ、ゆず：3ha	加工、販売	JA指導員による研修
60	広島県三次市	りんご、ぶどう、もも、いちご、日本なし、さくらんぼ、くり、ブルーベリー、西洋なし、プラム、ブルー、いちじく、野菜類、かんしょなど：15ha	加工、観光農園、カフェ	販売支援/技術支援

資料：ヒアリング調査結果より作成

第2節 民間組織による支援

第1項 農業者・取引先等による支援

農業者同士の相互扶助は新規就農や技術習得において重要です。ほとんどの事例で、農地の前所有者から技術を受け継いでいます。後継者不足が深刻な中山間地域では、農業者が協力して新規就農者に研修の場の提供や農地の紹介を行い、就農しやすい環境を整えることが肝要であると考えられます。

近くに大きな市場がない中山間地域の経営体にとって、経営体独自の色を出し、その色をアピールすることが重要です。SNSでの宣伝やイベントの開催、前職での経験等を通して独自の販売ルートを開拓した事例が複数見られました。

宮城県にある事例52は、他の農業者との情報交換を積極的に行い、互いの農業技術の向上を図っています。特に多肉植物については、イベント出店を通じて品目にこだわらず情報収集を行っています。

鹿児島県にある事例54は、離農する農業者の紹介で、農地を取得しています。農地を一定地域に集積し、畔をなくすことで機械導入を容易にしました。

岩手県にある事例58は、農地の貸主である農業者からの技術指導や、機械、資材、作業小屋等の提供を受けています。事例58の経営者は、「畑ごとに栽培条件が異なるため、農地の所有者それぞれから教わることで、最も本質を捉えた知識を得られる」と感じているそうです。



北海道にある事例61は、「受入協議会」という農業者主体の組織の研修制度を利用して就農しました。現在営農している土地の前所有者の下で研修し、農地、機械・設備の引継ぎ、技術の習得を行いました。前任者は有機栽培を行っていませんでしたが、近隣の有機栽培を行う農家の協力により技術を習得しました。

北海道にある事例35は、有機栽培やアニマルウェルフェアに配慮した養鶏を行っています。イベントへの出店、SNSの活用、産直ECサイトへの掲載などを通して、アニマルウェルフェアや環境への関心が高い消費者や関係者との人脈をみずから構築し、経営の維持・拡大に努めています。

岩手県にある事例57は、居住していたアパートのオーナーに家庭菜園のために借りていた農地から営農を開始しました。その後は、それまでの借主からの口コミやSNS発信をきっかけに営農面積を拡大しています。また、複数のSNSでの宣伝を積極的に行い、投稿や直売所のPOPを通じてフォロワーを増やすことで直接販売の拡大を図っています。その他にも、地域のラジオ局に時間枠をもらい、宣伝をするなど、消費者との接点を多角的に設計しています。SNSを通じてみずから人的ネットワークを構築することで、事例57は経営の維持・拡大を行なっていることがわかります。

表4 民間組織による支援を受けた経営事例

事例番号	地域	主な生産物	複合経営内容	農業者・取引先による支援
35	北海道島牧村	ミニトマト、養鶏	トマト加工	独自のコミュニティ、ECの活用による農産物販売
52	宮城県加美町	ぶどう、鉢花、多肉植物:28a		イベントを通じた情報交換
54	鹿児島県鹿屋市	ごぼう、にんじん、かんしょ、さといも、かぼちゃ、たまねぎ:53.2ha		離農者からの農地取得
57	岩手県大槌町	なす、ピーマン(パプリカ/ミニパプリカ)、カラフルだいこん、ばれいしょ、葉物類(レタス、ほうれんそう):1.3ha		SNS活用による農地取得と消費者への直売
58	岩手県花巻市	ぶどう:1ha	ワイン製造・販売/ ゲストハウス	農業者からの技術指導、資材提供
61	北海道せたな町	水稲(有機米、特別米)、ブルーベリー、アスパラガス、めん羊:6.3ha	観光農園	受入協議会での農業研修、 近隣農業者による技術指導

資料:ヒアリング調査結果より作成

第3節 公的機関・民間組織の共同組織による支援

第1項 農業者・JA・卸売業者の共同組織による支援

本項では、農業者・JA・卸売業者が連携した共同組織による支援の事例について紹介します。

福島県にある事例51は、地元の複数の有機農業に取り組む農業者と共に、有機農産物の組織的・計画的出荷に取り組んでいます。2011年4月に二本松市、本宮市、大玉村の有機農業者21人が集い「オーガニックふくしま安達」を設立しました。設立当初は、JAみちのく安達および首都圏の有機農産物専門卸会社と連携し、首都圏へ農産物を出荷していました。しかし、東日本大震災に伴う原発事故による風評被害を受け、首都圏への出荷は途絶えてしまいました。

その後、有機農産物の取り扱いが少ない地元市場での販路開拓を試みました。地域の良いものを扱いたい地元のスーパーマーケットチェーンおよび流通卸売業者との連携により、有機農産物の流通の仕組みを確立しています。卸売業者が各戸集荷、全量買い取りが行われ、スーパーマーケット各店舗の有機農産物コーナーで販売が行われます。価格は、慣行栽培農産物の2～3割増し程度に設定されています。また、販売データを共有することで、農産物の栽培計画を立て、組織的な計画生産を可能にしています。小規模多品目生産である事例51にとって、農業者組織への参加は、出荷先の確保やプレミア価格維持のために重要な存在となっていることがうかがえます。

同じく福島県にある事例26は、東京で開催された農業人フェアで「オーガニックふくしま安達」の話を知ったことがきっかけでUターンでの就農を決意しました。同組織の飲み会で、会員の一人と知り合い、研修を受けました。また、二本松市内の岳下住民センターで「新規就農者の集い」を事例26主催で開催しました。二本松市の新規就農者、農家、県・市職員、福島大学の学生、県・市議会議員など30名が出席しました。



第2項 農業者・JA・加工業者の共同組織による支援

(1) てんさい栽培を取り巻く情勢

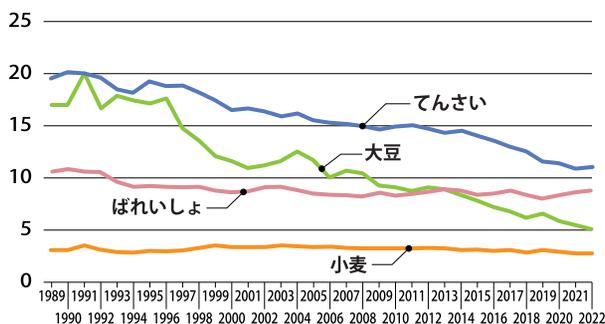
本項では、中山間地域における畑作経営を支援する組織として、北海道の日甜美幌地区四ヶ町村甜菜振興対策協議会（以下、協議会）の取り組みを紹介します。同協議会の取り組み内容は、北海道を主産地とするてんさい（ビート）を対象としているため、まずは背景となる、てんさいを取り巻く近年の状況を説明します。

てんさいは砂糖の原料として、十勝やオホーツク振興局をはじめ北海道全域で栽培されており、製糖企業の原料供給を支えるとともに、地域経済にとって重要な作物です。また、農業面では畑作地帯の輪作体系に組み込まれ、小麦、ばれいしょ、豆類と並ぶ基幹作物であり、生産者にとって収入面だけでなく、地力の維持による生産性の安定確保にも寄与しています。

しかし、近年ではてんさいを取り巻く環境が厳しくなっています。図1は北海道における主要輪作物目の10a当たり労働投下量の推移を示したものです。製糖企業や農業現場の努力により機械化が進み、直播栽培も拡大していますが、てんさいの労働時間は20時間弱から11時間程度に削減されています。一方で、競合作物の大豆は労働時間が5時間台に縮小し、ばれいしょを下回るようになっています。畑作4品目の中で、てんさいは依然として最も労働集約的な作物であり、収穫作業などでは重労働を必要とします。この状況は、労働力不足が深刻化する北海道において、てんさい栽培の意欲を減退させる一因となっています。他にも、国の政策による転作推進、肥料などの資材価格の高騰、褐斑病など糖分に影響を及ぼす病害の発生など、生産者が直面する課題は深刻化しています。

こうした状況の中で、てんさいから他の作物に転換する生産者も現れています。しかし、経営上重要な基幹作物であることから、依然として広く栽培を希望する生産者が存在しており、そうした生産者への支援が喫緊の課題となっています。そこで本項では、そうした支援組織の一例として、協議会の取り組みと役割を紹介します。

図1 北海道における畑作4品目の10a当たり労働時間推移



資料：農林水産省『北海道農林水産統計年報』各年版に基づき筆者作成

(2) 日甜美幌地区四ヶ町村甜菜振興対策協議会の活動

協議会は北海道網走郡津別町農業協同組合に事務拠点を置き、製糖企業である日本甜菜製糖株式会社美幌製糖所の集荷エリア内にある4つの農協の所管をカバーする広域支援組織です（図2）。メンバーは製糖所、4つの農協、農協管内のてんさいに関する生産者組織で構成されています。協議会の前身は生産者による糖業との交渉団体でしたが、2004年の会長交代や最低生産者価格の廃止と原料価格の全道共計への移行を機に、2006年にてんさい生産振興を目的とした協議推進団体へと再編されました。協議会運営経費は製糖業者が55%、農協が45%の比率で負担しており、農協の負担は上限付きで、面積60%、戸数40%の比率で分担されています。このように、協議会の運営には多方面の調整が行われながらも、割合としては糖業者の主導が大きく作用していると考えられます。

協議会の活動内容は、4つの委員会が分担して行っています。課題検討委員会は協議会全般の取り組みの方向性や課題の検討を担当し、立会人委員会は出荷における立会業務を調整し、輸送委員会は外部輸送業者を交えて輸送作業を調整しています。また、育苗センター連絡会議は協議会が運営する各育苗センター（常呂、津別、美幌）

の共同運用や調整を行っています。これにより、企業、農協、生産者団体の3者が課題を円滑に発見・議論・解決する場を形成できるようになりました。また、育苗センターの運営と拡大により、最も労働時間を要する育苗作業を外部化することが可能となり、労働力不足に悩む生産者に直接的なメリットをもたらしています。

さらに、協議会を中心に行政や企業、研究機関などで構成される「広域てん菜戦略推進コンソーシアム」が設立され、てんさいの収穫・輸送作業体系を再編する事業が展開されました。コンソーシアムでは、労働力不足への対策として自走式多畦収穫機などの大型機械を導入し、ヨーロッパ式の機械共同利用組織の設立を目指しました。2024年時点では、地域内の3農協で大型収穫機・除土機の運用体制が構築され、労働力不足への対応やてんさいの生産コスト引き下げが進められています。これにより、地域経済にとって重要なてんさい糖産業の維持にも良い効果が期待されています。

このように、協議会のような取り組みは単に製糖企業の統合により生産者の立場を弱めるものではなく、現場の課題に対してステークホルダーが一丸となって対応する機能を備えています。農業を取り巻く環境が厳しい中でも、協議会のようなJAと民間企業が連携した支援組織を活用し、あるいはその取り組みに参加することで、農業経営に新たな選択肢が生まれるかもしれません。

図2 日甜美幌地区四ヶ町村甜菜村対策協議会の構成要員概要



資料:日甜社内資料及び2024年9月19日に行った津別町農業協同組合のてんさい業務担当者に対するヒアリングに基づき筆者作成

本章のまとめ

最後に本節では、本章の紹介事例を分析した結果を、①公的機関による支援、②民間組織による支援、③公的機関と民間組織の共同組織による支援の観点から整理します。

①公的機関による支援について、国による支援は、補助金による経済的な支援が多くありました。就農前に支援として機能する補助金や就農後の経営安定のために機能する補助金など、就農・営農の段階ごとに経済的な支援が受けられます。地方自治体やJAによる支援は、経済的な支援だけでなく、経営維持や営農に関する包括的な支援が行われていました。農業者、特に事例60で見られた県による農業経営者サポートは特徴的です。販路開拓、生産技術の指導、雇用の確保は、就農1.0段階、就農2.0段階でも、大きな支えとなっています。JAによる支援では、営農における技術指導はもちろんのこと、消費者への認知拡大などの取り組みが見られました。

公的機関による支援を受ける場合、特に経済的な支援の場合は、申請の条件や申請書等の提出について、新規に就農する前段階から計画的に考える必要があります。また、地方自治体やJAによる支援は、独自の取り組みも多く就農前から事前に調べておくことが、就農後の経営安定につながる事が考えられます。

続いて、②民間組織による支援について整理します。民間組織による支援は、農業者同士や取引先との相互扶助によって行われることが多いです。技術や研修の場の提供だけでなく、同じ課題を抱える農業者や販売に関する情報交換・発信として機能していました。これらの情報は、事前に調べることや関係を構築することが難しく、就農後に積極的な関係を構築することが求められると考えられます。また、前職のスキルや就農前のつながりを利用する事例も見られました。このことについても同様に、就農後の積極的な活動が農業者に求められると考えられます。

最後に、③公的機関と民間組織の共同組織による支援について整理します。地域を取り巻く環境が厳しい中で、同様の問題意識を持つステークホルダーが連携して、個人では取り組むことが難しいであろう事業が展開されています。単なる取引関係を越えた互恵的な取引関係を結ぶことが、連携を促すと考えられます。これらの共同組織による支援は、就農後すぐに受けられない可能性があります。中山間地域における営農安定のための新しいかたちの支援が可能になると考えられます。

以上より、就農時及び就農してから安定的な支援を受けるためには、就農前の事前準備、計画的な就農が求められることと就農後に農業者が当事者意識をもって、支援を受けるだけでなく相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに積極的に参加することが求められると考えられます。

引用・参考文献

農林水産省、「オーガニックふくしま安達の取り組み」、
<https://www.maff.go.jp/tohoku/syokuryou/attach/pdf/221017-3.pdf>。(参照2024-12-30)

中山間地域の複合経営に関する事例調査 マトリクス

事例番号	所在地	就農の類型	経営形態	農地の取得方法	農地の契約	機械・施設 取得方法	技術の取得方法
1	岩手県遠野市	Iターン	家族経営	ネット検索	所有	購入	動画、大学の先生、地元農家
2	宮城県仙台市	Uターン		研修先の方からの紹介	所有と借地	購入	海外・国内研修
3	山形県白鷹町	親族継承	個人経営	親族継承、農地中間管理機構	親族所有と借地	購入	親族継承、周辺農家からの指導
4	秋田県仙北市	親族継承	個人経営		所有と借地		近隣農家、農業ビジネス塾
5	青森県田子町	配偶者の親族継承			借地	購入	地域おこし協力隊
6	広島県広島市	親族継承	NPO法人	親族、親族の隣人	借地	購入、近所からの譲受	研修
7	福岡県糸島市	Iターン		自ら	借地	購入	独学
8	愛知県新城市	Iターン	合同会社	市からの手配	所有		企業、森林組合、農家研修
9	茨城県大子町	親族継承	個人経営	親族継承	借地	親族から借りる、購入	親族継承、学校
10	京都府京都市	Iターン	個人経営	研修先の方、就農支援プログラム	所有と借地	購入	体験農業、就農支援プログラム
11	和歌山県紀美野町	親族継承	家族経営	親族継承			親族継承
12	北海道幌加内町	Iターン	株式会社	自ら探索しアルバイト先の方から引継ぐ		購入	農家研修
13	佐賀県唐津市	Uターン	家族経営	農業委員会に相談	借地	JAから譲受、購入	家庭菜園、研修
14	三重県いなべ市	Iターン		農家から借受	借地		青年海外協力隊、国内農家研修
15	滋賀県高島市	Uターン		耕作放棄地に声をかける、周囲の農家から声がかかる	所有と借地	購入	動画
16	鹿児島県屋久島町	親元就農	有限会社	親元就農	親族所有	親元就農	親族継承
17	新潟県柏崎市	Uターン		農家から移譲		購入、仲間同士で貸し合う	農家研修
18	静岡県藤枝市	親族継承					
19	石川県金沢市	親族継承	家族経営	親族継承	所有	親族継承、購入	学校、農家研修
20	長崎県対馬市	Uターン		親族継承	借地		親族継承
21	栃木県那珂川町	Iターン		地域おこし協力隊で農地付き、近所の方に相談	借地	地域おこし協力隊で農具付き	研修
22	奈良県曾爾村	Iターン		ハウスの使用料を支払い		組合と共同で購入	地域おこし協力隊・学校・農家の研修
23	富山県富山市	Uターン	株式会社	農地ごと事業継承	借地	事業継承(リース)、購入、他の組合や農家から借りる	農家研修
24	福井県南越前町	Iターン	株式会社	後継者を探すコメ農家の田圃を継承するなど	借地	隣の集落の方から借りる、農家仲間とシェア・協同購入	農家研修
25	福岡県糸島市	Iターン		地域の支援者から電話	所有		農家研修
26	福島県二本松市	Uターン	一般社団法人	研修先の農家から、離農した農家から	借地		農家研修
27	広島県神石高原町	Uターン	農業生産法人				
28	熊本県南阿蘇村	Iターン		研修先の方と一緒に探す	所有	研修先からリース、購入	学校、農家研修
29	広島県世羅町	親族継承		親族継承	所有		親族継承
30	北海道むかわ町	親族継承		親族継承			学校、農家研修、親族継承
31	福岡県福岡市西区	配偶者の親族継承		配偶者の親族継承			
32	北海道蘭越町	Iターン		周囲に聞いて回り、地元の地縁	無償借地	譲受、購入、地域の方から借りる	認定農業者で露地野菜は未経験で見様見真似
33	北海道蘭越町	Iターン		役場等の協力など	所有と借地	購入	前職の企業で習得
34	北海道赤井川村	Iターン	家族経営	研修先農家の近くの農地が空いたため	所有	リース	農家研修、独学
35	北海道島牧村	Iターン				購入、離農する農家から譲受	
36	北海道赤井川村	Iターン		紹介後に直接交渉	所有	購入	研修
37	徳島県勝浦町	Iターン	個人経営	先代引継ぎ	所有	購入	先代引継ぎ、JAの講座、地域の勉強会

主な生産物	経営規模	農業の方法	販売方法	2次産業・3次産業など
ブルーベリー、狩猟	2.5ha		直販	観光園、宿泊、飲食業、ドッグスクール・ドッグラン、猪肉生肉販売
野菜80品目	1.4ha	有機農法	CSA個人宅配、直売所、生協など	
水稲、野菜 (漬物用・お菓子用)	3.6ha		JA、加工品は個人販売と催事	加工
だいこん	6ha		対面販売	加工、出店イベント、体験、宿泊
にんにく、エゴマ	11ha		直販、産地直送	加工
なす、きゅうり、ブロッコリー、かんしょ	2ha		直売所、スーパー、直接販売	直売所、スーパー、直販
甘夏、オリーブ、びわ、養蜂	1.3ha	有機農法	地域の有機農家や商店街と協力し流通・販売先を確保	加工、飲食、コンサルティング、講演、営農計画のコーディネート、行政的な手続きの代行
枝虫材、ゆず、茶	30a	自然農法		加工、講師、小中学生の森林環境教育や森林体験
水稲、奥久慈なす、肉用牛(繁殖)	6.5ha	循環型農業	催事	農業体験
ベビーリーフ、京北子宝いも	50ha、ハウス3棟		道の駅、野菜宅配サイト、食堂、催事	
柑橘7品目、うめ、ぶどう	150a	有機肥料、手で収穫	JA、自社のネット販売、産直ECサイト、催事	加工品販売用ブランド設立し加工
そば、野菜50品目	60ha	EM農法、有機肥料	民間業者、ふるさと納税	加工、田舎暮らしの塾、季節野菜の宅配、WWOOFホスト
野菜60品目	90a	有機農法	CSA個人宅配、直売所	
野菜20品目	2ha	有機農法	買取、個人宅配、飲食店	
少量多品種野菜・ハーブ、原木しいたけ	8ha	無農薬、循環型農業	直売所、道の駅、ふるさと納税、飲食店、個人へのネット販売	加工、カフェ、宿泊、体験施設の経営
茶7品種	6.5ha	無農薬、有機栽培	茶問屋、土産店、海外への輸出	加工、店舗、直売店兼カフェ、イベント開催
小麦、水稲、そば、大豆	5ha		直売所、パン屋、カフェ、レストラン、個人向け販売	加工、イベント出店、道路除雪
みかん5品種、養蜂			直売所	加工、収穫体験
金沢ゆず、ヘタ紫なす、白ねぎ	2.8ha	低農薬もしくは有機肥料	カフェ、レストラン、直売所	加工、飲食、店舗、イベント開催
茶、ゆず	1.95ha	基本無農薬		加工、農家民泊、製茶体験
野菜・ハーブ数十品目	1ha	有機農法	個人宅配、レストラン、社食、催事	加工、教室開催・受託、個人宅配
トマト48品種	22a	無農薬栽培	産直直販サイト、個人宅配、直売所、催事	収穫体験
水稲、そば、野菜、啓翁桜	19.5ha	慣行、減農薬、自然栽培	販売ルートごと継承(店に直接販売)	
水稲 (特別栽培米コシヒカリ)	23ha	減農薬且つ直播	民間業者、JA、ふるさと納税、直販	加工品の製造委託・販売、情報誌の発行
水稲、アスパラガス、スイートコーン、かぼちゃ、にんにく、スナップエンドウなど	71a		産直市場、民間業者、飲食店	観光農園
なす、ピーマン、いんげん、ほうれんそうなど	60a	有機農法	スーパー、生協	
水稲、野菜、肉用牛(繁殖・肥育)	46ha	資源推進型農業を推進		加工、作業受託、障がい者サービス事業者に働く場を提供
野菜50品目200品種	2ha	有機農法	個人宅配、レストラン	
水稲、キャベツ、ミニトマト	2.25ha		直販、道の駅、JA	加工場にて加工
水稲、穂別だるまいも、かぼちゃ、中玉トマト、スイカ、メロン、唐辛子、肉用牛(肥育)など			直販、JA(一部)	
ベビーリーフ、にんじん、ばれいしょ、かんしょ、たまねぎ、しいたけなど	30a		自社農家レストラン	加工、農家レストラン
ばれいしょ、豆類、トマト、なす、ピーマンなど多品目	30a		ECサイト、SNS、青果店、菓子店	加工、飲食
ぶどう2～3品種、アスパラガスなど	3ha		酒店など	加工品の製造・販売
ばれいしょ、大豆、トマト、なす、ピーマン、いんげん、ささげ、ねぎ	3.5ha	自然農法	道の駅、個別の販売先	加工、除雪作業
ミニトマト、養鶏		有機農法	環境に関心のある方へ販売、催事	加工
パプリカ、トマト、メロン、スナップエンドウ	ハウス15棟		オンラインショップ、ふるさと納税、生協	
柑橘類 (温州みかん、すだちなど)	3ha	有機肥料	出荷組合(先代引継ぎ)、自社サイト	加工、農家民泊、古書店

中山間地域の複合経営に関する事例調査 マトリクス

事例番号	所在地	就農の種類	経営形態	農地の取得方法	農地の契約	機械・施設取得方法	技術の取得方法
38	香川県三豊市	Iターン		移住時に農地がセット	無償借地	購入	学校、週末農業・農家研修
39	群馬県渋川市	親族継承	株式会社	親族継承	所有		講習、週末農業研修
40	愛媛県内子町	親族継承	有限会社	林業は親族継承、農業は山を開墾			
41	高知県中土佐町	親族継承			親族所有	親族所有	親族継承、学校、動画、独学
42	広島県大崎上島町	Uターン	株式会社		借地	購入	農業研修
43	鳥取県智頭町	Iターン		研修先でお世話になった方が農地に相談	借地	購入	農業研修
44	岡山市真庭市	Iターン	株式会社	個人紹介	借地	購入	農業研修
45	愛媛県西条市	Iターン		先代引継ぎ	所有		先代引継ぎ、職業での経験
46	北海道清里町	親族継承	合同会社	親族継承			農業大学校卒、親族継承
47	熊本県錦町	親族継承		親族継承	所有	親族継承	農業高校卒、親族継承
48	滋賀県栗東市	親族継承		親族継承			親族継承
49	大阪府能勢町	親族継承			借地		
50	京都府南丹市	Iターン			借地		新規就農者研修
51	福島県二本松市	Iターン	株式会社	紹介	所有と借地	購入	農家研修・独学
52	宮城県加美町	親族継承		親族継承	親族所有と借地	親族所有	新規就農者研修・独学
53	鹿児島県鹿屋市	親元就農		紹介	親族所有と借地	購入	親族継承
54	鹿児島県鹿屋市	親元就農		紹介	所有と借地		県の農業指導
55	石川県能美市	Iターン		紹介	借地	購入	親族継承
56	石川県金沢市	親元就農		親族継承	所有と借地	親族所有と購入	親族継承、市運営の大学
57	岩手県大槌町	Iターン	株式会社	住んでいたアパートのオーナー、口コミによる効果で農家から	借地	農家の方から借りる、購入	独学
58	岩手県花巻市	Iターン		地域おこし協力隊から農家との関わりより	借地	農家から借りる、購入	農地を借りている農家から技術指導、市開催の専門研修
59	広島県東広島市	親元就農	有限会社	地権者へ直接交渉	所有と借地	購入	先行事例の見学、篤農家での研修
60	広島県三次市	親元就農	有限会社	親元就農	所有と借地	購入、リース	先進の篤農家で研修
61	北海道せたな町	Iターン		研修先の農家から	所有	研修先の農家から	農学部、就農予定地の前任者のもとで研修、独学、近隣農家
62	滋賀県竜王町	親元就農		地域の果樹の生産組合から取得			近隣農家に相談、専門知識のある新卒の雇用
63	広島県世羅町	親元就農	株式会社	親元就農	所有と借地	購入、リース	親族継承、同世代の農業仲間と情報交換、県の指導所
64	広島県府中市	親元就農	農事組合法人	親戚・友人から借りる	所有と借地	購入、リース	専門業者で研修
65	富山県富山市	Iターン		前運営組織から引き継ぎ	借地	全組織からの継承、買取、新規購入	前運営組織の手伝い、独学
66	岐阜県美濃加茂市	Uターン			所有と借地	ハウスは自作	海外の農園で研修、独学
67	滋賀県東近江市	親族継承	農事組合法人	親族継承	所有と借地	購入、リース	親族継承、研修
68	岡山県美咲町	Uターン	株式会社			購入	親族継承、農業大学校 社会人コース
69	福井県勝山市	親族継承		親族継承、近隣農家の農地		購入	県主催の研修
70	新潟県津南町	Iターン		配偶者の親族継承			配偶者の親族継承
71	広島県世羅町	Iターン		恩師が地主に話を通し譲り受ける		購入、譲渡	企業開催の研修、専門知識のある農家
72	岐阜県中津川市	Iターン		配偶者の親族継承、JAの仲介		配偶者の親族継承	配偶者の親族継承、会社で農業と加工技術、他の農家とSNSで情報交換
73	広島県府中市	Iターン		地元の農家や行政、農業委員会との連携	借地	購入、地元農家との共同利用	県の精度、地元農家からの指導、自治体主催のセミナー・勉強会

主な生産物	経営規模	農業の方法	販売方法	2次産業・3次産業など
水稲、自給程度 (たまねぎ、だいこんなど)	50a	有機農法	イベント、道の駅、 オンラインショップ	加工、配達
ハーブ35品種、唐辛子、にんにく	1.4ha	無農薬栽培	ファーマーズマーケット	加工、収穫体験
ブルーベリー30品種、 林業(スギ、ヒノキ)	農地55a、 林業他100ha	無農薬栽培	道の駅、スーパー、催事	加工
キャベツ、にんじん、しょうがなど 50~60品目	1ha	有機農法	直販、直販サイト、 個人宅配、レストラン	堆肥づくり、WWOOFホスト
柑橘類5品目(みかん、レモン、甘夏、 八朔など)、アボカド、オリーブ	13ha	有機農法	店舗での直販、オンライン 販売、個人宅配	加工
ぶどう(赤7品種、白2品種、黒3品種)、 泥付き白ねぎ、水稲、その他野菜	1.45ha		直売所、直販、店舗、FAXや SNSで注文を受け配送	加工
水稲、小麦、大豆、少量多品種目野菜	7ha	自然農法	直販、オンライン販売、会員 向けサービス運営し、販売	加工、農家レストラン
いちご7品種、シャインマスカット	50ha		観光農園の直売	加工、観光農園、農福連携、 ファームカフェ
てんさい、小麦、ばれいしょ、 たまねぎ、小豆、ホップなど	33ha		JA、野菜の箱詰め販売、 カフェで販売	加工、カフェ
葉たばこ、水稲、いちご、 かんしょ、にんにくなど	6.6ha	スマート農業	JA、青果市場、 ふるさと納税の返礼品	加工
ブルーベリー、かんしょ				収穫体験、カフェ
水稲(酒造好適米)	27ha	循環型農業		加工
野菜	1.4ha	無農薬栽培	直販、店舗	店舗
麦、きゅうり、ミニトマト、いんげん、 その他多品目野菜(通年12~20品目)	50a	有機栽培	地元スーパーの有機産直コーナー (農作物)、道の駅、ネット販売など	発泡酒製造
ぶどう、鉢花、多肉植物	28a		集落内、ホームセンター、 イベント	
肉用牛(肥育)、かんしょ、サラダごぼう、 にんじん、だいこん	16.8ha、 肉用牛110頭		ネット販売、ふるさと納税、 レストラン等	牛の商標登録
ごぼう、にんじん、かんしょ、さといも、 かぼちゃ、たまねぎ	53.2ha			
メロン、スイートコーン、 レタス、軟弱野菜	61.3ha		直販、ネット販売	加工
水稲、なす、ねぎ、うめ、ゆず	3ha		直販店、イベント	加工
なす、ピーマン(パブリカ/ミニパブリカ)、カラフルだいこん、 ばれいしょ、葉物類(レタス、ほうれんそう)	1.3ha	有機栽培		
ぶどう(食用・ワイン用)	1ha			ワイン製造・販売
ばれいしょ、花き、野菜苗、生鮮野菜	1.5ha		95%契約、JA	加工
りんご、ぶどう、もも、いちご、日本なし、さくらんぼ、ブルーベリー、 西洋なし、プラム、プルーン、いちじく、野菜類、かんしょなど	15ha			
水稲(有機米、特別米)、ブルーベリー、 アスパラガス、めん羊	6.3ha、 羊2頭	有機農業	農協、個人	観光農園、田んぼの観察
日本なし(幸水・豊水・ 新高など8品種)、肉用牛(肥育)	0.4ha		生産組合を通じ道の駅、 畜産業のグループ店舗	畜産業、畜産業が運営するレストラン にて、規格外の果実を加工
大麦、WCS、キャベツ、 スイートコーン他多品目野菜	90ha		JA経由でウィスキー減量、野菜は直売所を 経由してスーパー、広島葉は漬物業者	森林の伐採(建設業)
水稲、路地・ハウス野菜、 肉用牛(繁殖)	20ha		JA、全農、子牛市場	加工、弁当、受託(稲刈り作業)など
りんご9品種	15ha		直営直売所・ お土産ショップ・飲食店	直営直売所運営
アセロラ、ドラゴンフルーツ				加工、ヤギの除草作業・餌代
水稲、しょうが、こんにゃくいも	13ha		米(JA焼肉店、米店、個人)、ショウガ (市場、生協、道の駅、スーパー)	加工
ぶどう(4品目・ワイン用2品目)、 ピーマンほか数種の野菜	9ha		個人、農協、青果市場、 小学校の給食	加工、鰻店
ミディトマト、スイートコーン、 きゅうり、メロンなどの多品目	0.8~0.9ha		JA、地元の直売所、青果市、 スーパー、地元の飲食店	
キャベツ、にんじん、 スイートコーン、水稲	12ha		無人の直売所、農協、 小学校の給食	加工
らっかせい、ミニトマト、なす、パブリカなど 20~30品目の少量多品目	2ha			加工、カフェ、キッチンカー
さといも、かんしょ、らっかせい、 きくごぼう、水稲、その他30品目の野菜	2ha		JA、民間市場、地元スーパー、 マルシェ、通信販売	加工、カメラマン業
アスパラガス、キャベツ	1.05ha		全農選果場、直売所、契約	

終章

おわりに

本書は、令和4年度(2022年)より行ってきた、農林水産省の「農山漁村振興交付金 中山間地複合経営実践支援事業」の事業成果としてとりまとめたものです。これまで「中山間地域 農業の複合経営魅力物語」でご紹介した事例に、全国の農業経済学分野の研究者たちが調査した事例を加え、中山間地複合経営における就農・生産・経営展開・就農支援について実態やその過程について、研究・分析の視点も加えながら、実践者の方々に役立てていただく手引書としてとりまとめました。

第1章では、中山間地複合経営の実践者は、どのような経緯で農業を志し、就農に至るかについて検討を行いました。第1節では新規就農の概況について、2023年の新規就農者を、親族から継承する①新規自営農業就農者(69.8%)、農業法人等より雇用される②新規雇用就農者(21.4%)、土地や資金を自ら調達し起業就農する③新規参入者(8.8%)の3つに分類しました。そして、これまで多かった定年前後でUターン就農する方々が、定年延長や再雇用等によって減少する懸念が示され、49歳以下の新規参入者に期待が寄せられていることが示唆されました。そして、中山間地域における就農モデルとして、就農に至るまでに、1.体験:価値観、2.検討:人生観、3.就農1.0:地域コミュニティ、4.就農2.0:地域内連携という4つのフェーズとケーススタディ(事例検証)が提示されました。

第2章では、第1章で示した①新規自営農業就農者が減少する一方で、②新規雇用就農者と③新規参入者は微増傾向であることが示され、農業経営の法人化の進展、それが雇用の受け皿となりつつあることが示唆されました。そして、「農業生産のための環境整備」の観点から情報整理され、農地確保は「地縁」「家族継承」「行政のあっせん」、機械・設備の確保は補助金の活用や中古購入などされていることがわかりました。また、農業技術は、家族、研修、独学、農業大学校・高校などによって習得され、有機農業は独学が多いことが示されました。そして、作物の選定は、継承、経済条件、自己の理想、などが理由であることが説明されたうえで、ケーススタディが示されました。

第3章では、「複合経営とは何か」について、1.複数作物の生産、2.(6次産業化のような)加工や販売を伴うもの、3.農業外産業との組み合わせ(例えば農福連携等)など、多様性が示されたうえで、その類型として、水平型・垂直型・総合型・事業多角化の4つのモデルが示されています。そのうえで、二毛作や輪作、雇用のための通年生産、農畜連携による循環型農業などについて説明されています。また、観光農園や農家民泊

などのグリーンツーリズムや農家レストランや、ほか産業と組み合わせた事業多角化など、多様な複合経営モデルがケーススタディとともに示されています。

第4章では、就農及び複合経営などへの支援について、国（農林水産省や経済産業省など）からの支援について、地方自治体からの支援について、そして、JAからの支援について、民間組織による支援について、ケーススタディとともに示されました。結果、国による支援は、補助金などの経済的支援が多く、地方自治体（都道府県などの広域自治体地市町村などの広域自治体）やJAからは、経済的支援に加え、専門家の派遣や斡旋、研修の実施など、技術支援や経営支援など包括的な支援があることが示され、民間組織からの支援は、農業者や取引先から情報提供や紹介など、コミュニティ内の相互扶助によって行われるケースがあることを示されました。

以上、どの章においても、これまで収集した約73事例をもとに分析し、実例に基づいたケーススタディ（事例検証）によって紹介され、実践者の皆様の参考になるよう配慮して構成しました。是非ともご活用いただければと存じます。

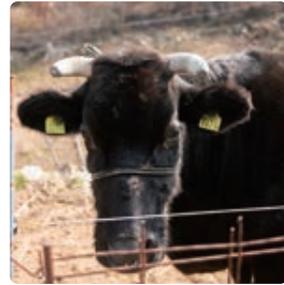
そして、本書をまとめるにあたり、多くの研究者の皆様にご多大なるご尽力をいただきました。まずは、総合監修者の井上先生（九州大学）、そして、第1章をご担当いただいた立命館大学の松原先生、宮城大学の佐々木先生と神尾さん、第2章をご担当いただいた広島大学の細野先生、第3章をご担当いただいた九州大学の井上先生と金 東壹さん、坂元さん、キム ダウムさん、第4章をご担当いただいた北海道大学の坂爪先生と下東さん、李さん、吉松さん、上田さん。さらには、根気よく見守っていただいた、農水省農村振興局地域振興課のご担当者諸氏に心より御礼申し上げます。

（農都共生総合研究所・川辺 亮）





Agricultural Business Report 2025



【執筆者】

序章・総合監修

九州大学 井上 憲一(教授)

第1章 宮城大学 神尾 真太郎/佐々木 秀之(准教授)

立命館大学 松原 豊彦(教授)

第2章 広島大学 細野 賢治(教授)

情報提供：広島大学 小迫 高/福代 悟史

第3章 九州大学 金 東壹(テクニカルスタッフ)/

坂元 喬人

松山東雲女子大学 キム ダウム(講師)

サポート：九州大学 井上憲一(教授)

第4章 北海道大学 下東 優斗/李 敖/吉松 良/

上田 華子

サポート：北海道大学 坂爪 浩史(教授)

終章 農都共生総合研究所 川辺 亮

写真：Yuki Inui/執筆者

発行・監修：農都共生総合研究所

川辺 亮/森田 愛/平井 喬

発行日：2025年3月31日